

# 資料

## 内容

第3期計画の取組の成果と課題 .....	3
社会情勢の変化 .....	28
男女共同参画に関する動き（年表） .....	46
岸和田市男女共同参画推進条例 .....	49
男女共同参画社会基本法（抜粋） .....	52
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋） .....	55
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋） .....	60
第4期岸和田市男女共同参画推進計画－策定経過（未） <b>エラー! ブックマークが定義されていません。</b>	
第4期岸和田市男女共同参画推進審議会委員（未） <b>エラー! ブックマークが定義されていません。</b>	



## 第3期計画の取組の成果と課題

### 【基本課題Ⅰ】互いの人権の尊重

■「人権の尊重」のためには、人権について誰もが正確な知識を持ち、理解していくことが大切です。「人権の尊重」の意識が定着したまちづくりを進めることによって、男女共同参画を実践していく基盤が整えられていきます。

＞基本施策1 人権意識の高揚

≫施策の方向① 人権意識の高揚をめざす啓発の推進

	施策名	取組と成果
ア	人権尊重の意識を高める講座・講演会等を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>校区別人権セミナー（毎年20校区）、人権問題専門講座（毎年1回）、人権を考える市民の集い（毎年12月の人権週間）において、人権に関する研修や講演会を実施しています。</li> </ul>
イ	人権問題に関する啓発のためのパンフレット・リーフレット等を配布し、情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市広報紙「広報きしわだ」の[人権の窓]において、関連する月間や週間に合わせ、人権に関する記事を定期的に掲載しました。</li> <li>人権啓発紙「人の輪」を新聞折込にて配布しています。</li> </ul>
ウ	岸和田市男女共同参画推進条例の理念を広く周知する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に「男女共同参画週間」（6月）を男女共同参画推進条例の周知機会とし、市民の認知度の向上を図りました。</li> </ul>
課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新しい人権課題にも対応した啓発事業が必要です。</li> <li>○ 校区別人権セミナーなど、地域が主体的に学ぶ機会を継続していくことが必要です。</li> </ul>		

＞基本施策2 メディアにおける人権の尊重

»施策の方向① メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進 (条例第9条掲載)

	施策名	取組と成果
ア	各種広報・情報提供にあたっては、性別による固定観念にとらわれない男女の多様なイメージで表現する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市広報紙、市ホームページに掲載する情報は、性別による固定観念にとらわれない多様なイメージでの表現に<u>取り組み</u>、男女共同参画の視点を発信しました。</li> </ul>
イ	各種メディアにおける過度の性的な表現や固定的な性別役割分担を助長する表現を行わないよう働きかける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市広報紙や市ホームページ、発行物などの情報提供にあたって、性別による固定的なイメージでの表現にならないように、随時関係課と協議し、改善を行いました。</li> </ul>
ウ	市職員のメディア・リテラシー <sup>1</sup> を高めるための研修を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民対象の講座を職員研修に位置付けて実施するとともに、市職員に特化した研修も実施しました。</li> </ul>
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報物や講座開催による啓発、市職員の意識改革により、引き続き人権が尊重された表現の定着を図る必要があります。</li> <li>○ 地域団体や事業所が発行する広報物についても、性別による固定観念にとらわれない表現とするよう働きかけていく必要があります。</li> </ul>		

»施策の方向② メディア・リテラシーの育成と向上

	施策名	取組と成果
ア	メディア・リテラシーの育成と向上を図るため、講座等を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民や教職員を対象にインターネット、SNSにおける情報モラルをテーマにした講座を開催しました。</li> </ul>
イ	子どもたちのメディア・リテラシーの育成と向上を図るための教育を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員の指導法改善・スキルアップ研修として「情報モラル研修」を実施しました。</li> </ul>
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様なメディアの利用について、人権尊重に基づく継続的な講座等の開催、子どもたちへの体系的な教育が必要です。</li> </ul>		

<sup>1</sup> テレビ番組や新聞記事などメディアからのメッセージを主体的・批判的に読み解く能力。リテラシーというのは「読み書き能力」のことで、読む力と同時に書く力も含む。情報をうのみにせず、どんな意図で作られ、送りだされているかを自分の頭で判断する。そしてそれを通じて自ら情報発信する力を身につけること。

> 基本施策3 生涯にわたる健康・権利の尊重

» 施策の方向① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解と促進

	施策名	取組と成果
ア	性教育指導を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員の性教育指導の充実に向けて、研修会の案内、資料・教材の提供を行いました。</li> </ul>
イ	互いの性を尊重する意識を育み、またリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解を深めるための啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学・高校生へのデートDV予防啓発講座を実施し、若年層に対してリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解を促進しました。</li> </ul>
課題		
<p>○ リプロダクティブ・ヘルス/ライツについては、市民に理解が浸透しているとはいえ、引き続き、理解促進のための継続的な取組が必要です。</p>		

» 施策の方向② ライフ・ステージに応じた心身の健康づくりの促進

	施策名	取組と成果
ア	岸和田市保健計画の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>岸和田市保健計画「ウェルエージングきしわだ」に基づき、運動や食生活、心の健康などの取組への市民の参加を促進しました。</li> </ul>
イ	思春期における身体と心の問題についての保健指導や相談を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>成長期・思春期の保健指導や個別相談が充実するよう、養護教諭に情報提供や助言を行いました。</li> </ul>
ウ	妊婦健診やがん検診などライフ・ステージにおける保健サービスを充実する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦健康診査料の助成、乳がん・子宮がん検診無料クーポンの配布を継続して行うことで、市民の受診率を高めています。</li> </ul>
エ	市民病院の女性専用外来の利用を促進するとともに、産科を再開する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年5月より市民病院産科が再開されました。分娩数は毎年増加しています。（令和元年度133件）</li> </ul>
課題		
<p>○ 今後は、男性の健康管理を含めたライフ・ステージに応じた心身の健康づくりを促進していくことが必要です。</p>		

> 基本施策4 女性の人権が尊重される支援体制づくり

» 施策の方向① 相談体制の充実

	施策名	取組と成果
ア	女性に関する相談窓口を整備・充実する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度にDV相談員（平成25年度からは婦人相談員）を配置しました。</li> <li>平成23年度にDV相談室を市内2カ所に設置しました。</li> <li>平成23年度に女性のための法律相談を開始しました。</li> <li>DV相談室においてさまざまな手続が行えるよう庁内連携を進めました。</li> <li>面接相談・電話相談を平成28年度から女性の専門カウンセラーにより実施しています。</li> </ul>
イ	関係機関との連携を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設、保育所、岸和田警察、岸和田子ども家庭センター、医療機関に、相談窓口と法律相談のチラシの配架や「相談窓口カード」の設置の協力依頼をしています。</li> </ul>
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関の情報共有をはじめとした連携体制を確立し、迅速、適切な相談支援体制の強化を図ることが重要です。</li> <li>○ 相談体制については、男女共同参画センターの機能を拡充し、市民が利用しやすい支援体制の整備が必要です。</li> </ul>		

»施策の方向② 女性に対する暴力の根絶と支援体制づくり

	施策名	取組と成果
ア	女性への暴力（DVやストーカ ー行為、性犯罪等）の防止につ いての理解を深めるための啓 発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～25）に市広報紙や市ホームページでDV予防等について啓発、DV予防啓発パネル展、DV予防のシンボルであるパープルリボンによる周知啓発イベント等を行いました。</li> </ul>
イ	被害者のための相談窓口を整 備・充実する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成23年度にDV相談員（平成25年度からは婦人相談員）を配置しました。（再掲）</li> <li>• 平成23年度にDV相談室を市内2カ所に設置しました。（再掲）</li> <li>• 平成23年度に女性のための法律相談を開始しました。（再掲）</li> <li>• DV相談室においてさまざまな手続が行えるよう庁内連携を進めました。（再掲）</li> </ul>
ウ	関連する他の相談機関との連 携の強化と、被害者を支援す るための体制の整備・充実を行 う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• DV予防啓発講座、DV防止コーチング講座等を実施しました。</li> <li>• 関係機関が連携してDV被害者を支援するため、DV相談窓口担当者会議を開催し、情報共有をしています。</li> </ul>
課 題		
○ 相談体制については、男女共同参画センターの機能を拡充し、市民が利用しやすい支援体制の整備が必要です。（再掲）		

## 【基本課題Ⅱ】男女共同参画に向けての意識づくり

■ 男性も女性も一人ひとりが個性と能力を発揮し、充実した生き方ができる「男女共同参画社会」を実現する意識づくりが大切です。また、次世代を担う子どもたちの未来の可能性を広げるためにも重要な取組となります。

＞基本施策1 学校園における男女共同参画の意識づくりのための教育の充実

»施策の方向① 男女共同参画推進のための教職員の意識啓発

	施策名	取組と成果
ア	教職員の男女共同参画意識をさらに高めるための研修を定期的に行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員の男女共同参画意識の向上のため、夏季休業中に市と教育委員会との共催で「男女共生教育研修」を開催し、市内各学校園の教職員の資質向上を図りました。</li> </ul>
イ	男女共生教育担当者を配置し、男女共生教育推進のための研修や情報交換、交流を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に男女共生教育担当者会を開催し、市内小中高の担当者が参加し、男女共生教育の推進や校内研修のあり方について情報共有の機会を設けています。</li> </ul>
ウ	女性教職員を積極的に管理職に登用し、学校運営への参画を進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校内で管理職選考の周知を図り、個々の適性・能力に応じ受験を促しています。</li> </ul>
エ	スクール・セクシュアル・ハラスメント防止を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校園にセクハラ相談窓口担当者を配置しました。定期的に担当者会を開催し、セクハラ防止・対応策や校内研修のあり方について情報共有をしています。</li> </ul>
課 題		
○ 女性教職員の管理職への登用の促進については、意思決定の場に男女が関わることの意義への理解を深めていくことが必要です。		

»施策の方向② 男女共同参画推進のための教育の充実

	施策名	取組と成果
ア	学校園において男女相互の理解と協力や人権尊重についての教育を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(中学校) 性別にとらわれない職業選択ができることを示す「キャリア教育」を実施しています。</li> <li>(小学校) 自分の良いところを探し、認め合う活動を記録する「キャリアパスポート」を作成しています。</li> </ul>
イ	男女共生教育が家庭においても生かされるよう保護者の学習機会を持つ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各校園において、講演会および学級懇談会等で男女共生について学習する機会を設けました。</li> </ul>
課 題		
○ 進路指導・職業選択指導は、男女共同参画の視点をもって実施する必要があります。		

>基本施策2 社会における制度・慣行の見直しと男女共同参画の意識づくり

»施策の方向① 家庭や地域における男女共同参画意識の浸透

	施策名	取組と成果
ア	固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、気づきの機会を積極的に提供する。 ・岸和田市男女共同参画推進計画の周知 ・地域フォーラム等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画フォーラムを毎年1回開催しています。</li> <li>男女共同参画の意識づくりのための講座および出前講座を実施しました。</li> <li>男女共同参画センターで毎年中学生の職場体験を受け入れています。</li> </ul>
イ	男女共同参画の視点を持った講座や講演会を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画意識を高めるための講座を開催しました。</li> </ul>
ウ	広報等により男女共同参画についての啓発や情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市広報紙の「人権の窓」において、男女共同参画週間(6月)にあわせて記事を掲載しました。</li> </ul>
エ	子どもに接するさまざまな関係者や保護者等の男女共同参画意識の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>父親の育児参加のための学びや子育てを通じた交流の場として「パパ塾」を開催しました。</li> </ul>
課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における男女共同参画意識の理解促進の方法として、地域に出向いた活動が重要です。そのため、出前講座を充実することが必要です。</li> <li>○ 地域において男女共同参画意識を広めるため、各種市民団体への働きかけを進めていくことが必要です。</li> <li>○ 男女共同参画の裾野を広げていくために、次代を担う若年層への継続的な働きかけが重要となります。若年層及び保護者などへの啓発を進めるとともに、男女共同参画の視点を盛り込んだ子育てへの支援が必要です。</li> </ul>		

»施策の方向② 男女共同参画の意識づくりのための情報の収集・提供

	施策名	取組と成果
ア	市が行う調査においては、男女別や年齢別等の各種データを収集し、施策に反映させていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画講座について、開催後にアンケートを行い、男女別・年齢別で集計をとることで、次回講座開催時の参考にしています。</li> </ul>
イ	国や府及び市町村の男女共同参画に関する情報を収集し、提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進、DV等に関する研修会に職員が積極的に参加し、情報収集に努め、市広報紙や市ホームページで発信しています。</li> </ul>
ウ	男女共同参画に関する資料や図書を充実し、利用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権・男女共同参画課にて、毎年男女共同参画に関する図書・DVDを購入し貸出しをしています。</li> <li>市立図書館にて「働き方改革」や「女性問題」といったテーマに関する書籍の展示を実施しました。</li> </ul>
エ	男女共同参画についての市民意識調査や職員意識調査を定期的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。（平成26年度、令和元年度）</li> <li>「男女共同参画に関する職員意識調査」を実施しました。（平成27年度）</li> <li>「仕事と家庭生活を考える調査」を実施しました。（平成28年度）</li> <li>「事業所における男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。（平成30年度）</li> </ul>
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発信した情報の内容について、どのように市民に理解が深まっているかを評価する必要があります。</li> <li>○ 今後は各調査結果を分析し、施策に活かしていくことが必要です。</li> <li>○ 若年層の意識に関する情報収集が必要です。</li> </ul>		

>基本施策3 男女共同参画施策実現のための市職員の育成

»施策の方向① 男女共同参画の視点を踏まえた施策立案能力の育成

	施策名	取組と成果
ア	男女共同参画の視点を踏まえた施策立案能力向上のための研修を定期的に行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画の視点をもちて業務に従事できるよう、「男女共同参画推進本部本部員・幹事研修」「男女共同参画推進実務担当者研修」を実施しました。</li> </ul>
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画の視点を踏まえた提案や企画ができるように、職員の資質向上をめざし引き続き研修を実施する必要があります。</li> </ul>		

»施策の方向② 男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実

	施 策 名	取組と成果
ア	男女共同参画意識を高める研修を充実し、参加を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画推進本部本部員・幹事研修」「男女共同参画推進実務担当者研修」「男女共同参画研修」「DV対策基本計画研修」を実施しました。</li> </ul>
イ	市職員向けに男女共同参画に関する情報を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内情報紙「パートナー」を発行し、男女共同参画に関する情報の提供を行いました。</li> </ul>
ウ	市職員の女性プラン研修への積極的な参加を促す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年約9回開催し、全課へ参加を促しました。</li> </ul>
課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画意識の向上にかかる職員研修は毎年実施され参加率が向上しています。今後は、研修成果が各課の業務遂行の際にどのように反映されているかを具体的に測る必要があります。また、参加率の向上を図るため、研修の位置づけや開催日時、回数について検討していく必要があります。</li> <li>○ 職員研修参加率について、各課個別に目標を設定していましたが、成果としての統一性を図るため、全課共通の目標値を設定する必要があります。</li> <li>○ 庁内情報紙「パートナー」の発行が年1～2回と少ないため、発行体制の確立などの検討が必要です。</li> </ul>		

»施策の方向③ 庁内体制の促進

	施 策 名	取組と成果
ア	女性職員の職域拡大を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 能力・実績主義に基づき、管理・監督職への女性職員の登用を進め、女性職員の職域拡大と能力活用を推進しました。</li> <li>• 女性管理職比率目標値は未達成となっています。</li> </ul>
イ	女性職員の管理職への登用を図るため、研修や環境の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 能力・実績主義に基づき、管理・監督職への女性職員の登用を進め、女性職員の職域拡大と能力活用を推進しました。（再掲）</li> <li>• 女性管理職比率目標値は未達成となっています。</li> </ul>
ウ	岸和田市特定事業主行動計画の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 岸和田市特定事業主行動計画に基づき、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、子育てがしやすい勤務環境の実現に向けた取組を実施してきました。</li> </ul>
エ	セクシュアル・ハラスメント防止のため、研修などによる啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新任課長、新任担当長及び希望者を対象にハラスメント防止研修を実施しました。</li> <li>• 弁護士によるセクハラ・パワハラ相談窓口を設置しました。</li> <li>• ハラスメント防止対策強化の記事を庁内情報紙「パートナー」に掲載し、市職員の意識向上を図りました。</li> </ul>
オ	指定管理者の男女共同参画意識の高揚を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成27年度に指定管理者を対象に出前講座「男女共同参画に向かって」を実施しました。</li> </ul>
課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「岸和田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の職域拡大、育児休業の取得の促進等を引き続き推進します。またセクシュアル・ハラスメント防止のための各種研修・啓発が必要です。</li> <li>○ 女性管理職比率向上のため、女性管理職育成のための研修の充実が必要です。</li> </ul>		

### 【基本課題Ⅲ】男女がともに参画できる仕組みづくり

■将来にわたって持続可能な社会を実現していくためには、働く場や地域などのさまざまな分野において、重要な担い手として女性の役割を認識し、政策・方針決定過程への女性の参画を進めていく必要があります。

＞基本施策1 意思決定の場への女性の参画

≫施策の方向① 審議会等委員の女性の参画

	施策名	取組と成果
ア	審議会等委員の女性の参画率の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員改選準備段階に関係課への女性委員の登用を促しています。それにより、団体への委員選任依頼文書の工夫を行い、積極的な登用を依頼しました。</li> <li>目標値を達成できていない附属機関について、協議を行っておらず、参画率向上に向けた働きかけは不十分です。</li> <li>令和2年4月1日現在、附属機関の女性委員参画率は35.3%となっています。</li> </ul>
イ	女性委員ゼロの審議会等を解消する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年4月1日現在における女性委員が0人の附属機関は全76附属機関中4機関となっています。</li> </ul>
ウ	審議会等の女性参画率を公表する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年市ホームページにて公表しました。</li> </ul>
課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性の参画率向上に向け、各審議会等の実情に応じた目標の設定を協議していく必要があります。</li> <li>○ 意思決定の場に男女がともに関わることの必要性和重要性について、関係課への一層の理解促進に努める必要があります。</li> <li>○ 審議会等委員の選任条件を見直していくなど、女性が参画しやすい工夫が必要です。</li> </ul>		

»施策の方向② 女性人材・リーダーの発掘・育成

	施策名	取組と成果
ア	人材育成のための学習機会や活動の場を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性のためのリーダーセミナー」、起業のための「スタートアップセミナー」を開催し、女性人材の育成及び交流の場を提供しています。</li> </ul>
イ	発掘・育成した人材を活用し、女性市民の声を市政に反映させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「岸和田市女性人材バンク」の有効な活用ができていません。登録者も減少傾向にあります。</li> </ul>
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「岸和田市女性人材バンク」の登録者が少ないため、女性の人材活用に活かされていません。登録制度を周知し、登録者の増員を図り、活用方法を再検討する必要があります。</li> <li>○ 市政に女性の声を反映させるために、地域で活躍する人材の実態把握と人材のネットワーク化を図るなど工夫が必要です。</li> <li>○ 女性人材育成について、事業所との協働を進める必要があります。</li> </ul>		

>基本施策2 家庭と仕事の両立支援

»施策の方向① ワーク・ライフ・バランスの推進

	施策名	取組と成果
ア	ワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域や事業者等に対して積極的な啓発ができていません。</li> </ul>
イ	育児・介護休業法などワーク・ライフ・バランスを促進する法制度の周知を図るとともに、利用しやすい環境整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>岸和田市役所では業務分担の見直しや効率化により、超過勤務の削減と有給休暇の取得に取り組みました。</li> </ul>
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民へのワーク・ライフ・バランスの啓発、関連法制度の周知とともに、事業者への「働き方改革」の積極的な周知が重要です。</li> </ul>		

»施策の方向② 男性の家庭生活への積極的な参画の促進

	施策名	取組と成果
ア	男性の育児・介護休業取得率を高めるための啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 庁内情報紙「パートナー」に育児に関する休暇・休業制度の記事を掲載し、市職員の意識向上を図りました。</li> </ul>
イ	男性を対象にした家事・育児・介護に関する実技を取り入れた講座等を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 男性の育児支援講座、料理講座、衣食住講座、父子対象の科学講座などを実施し、家庭での実践のきっかけづくりを図りました。</li> <li>• 父親の育児参加のための学びや子育てを通じた交流の場として「パパ塾」を開催しました。</li> </ul>
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護に関する休暇・休業制度についての情報提供が必要です。</li> <li>○ 事業者に向けた啓発活動が必要です。</li> <li>○ 男性対象の子育て・介護・家事等の講座の充実が必要です。</li> <li>○ 講座に参加した男性同士の仲間づくりや父親グループの活動を支援が必要です。</li> </ul>		

>基本施策3 地域活動やボランティア・NPO 活動への参画

»施策の方向① 地域活動の促進

	施策名	取組と成果
ア	地域活動において男女が積極的に参画することを促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市民対象の男女共同参画啓発講座は、テーマに応じて実施してきましたが、地域活動における女性の参画の実態は把握できておらず、効果が図れていません。</li> </ul>
イ	町会等の団体において、役員に女性が選出されるよう積極的に働きかける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 町会は独立した団体であることから、女性役員の選出を促すなど直接的な働きかけができていません。</li> <li>• 男女がともに地域活動に参画する重要性について、地域のみなさんに伝えることも十分にできていません。</li> </ul>
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域活動や町会活動の独立性を尊重しつつ、男女共同参画の視点を踏まえた女性の参画の推進を地域とともに検討していく必要があります。</li> </ul>		

»施策の方向② ボランティア・NPO 活動等の促進

	施 策 名	取組と成果
ア	ボランティア・NPOの活動に積極的に参画できるように情報提供や支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度に「岸和田市市民活動サポートセンター」を開設しました。市民活動に興味のある人、NPO法人を設立したい人、活動の運営について相談したい人などを対象に、活動の場や情報の提供、関連講座を開催しています。</li> </ul>
イ	男女共同参画社会の実現を目指した市民団体、グループの育成と支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会の実現をめざすグループに対し、活動の場や資料の提供を行い、共催講座を開催しました。</li> <li>男女共同参画社会の実現をめざす「岸和田女性会議」に事業補助を行っています。</li> </ul>
課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボランティア・NPO・各種団体への女性の参画の実態把握が必要となっています。</li> <li>○ 各種団体のネットワークづくりをすすめ、活動内容の情報共有や各活動の得意分野を生かした講座研修等の共催により、男女共同参画の取組の推進力となる体制づくりが必要です。</li> <li>○ 男女共同参画社会の実現をめざす市民団体全てを対象にした支援策が求められています。</li> </ul>		

>基本施策4 男女共同参画の視点からの子育て支援・介護支援の充実

»施策の方向① 子育て支援体制の充実

	施策名	取組と成果
ア	岸和田市次世代育成支援行動計画の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「岸和田市次世代育成支援行動計画」は平成26年度が最終年度となったため、平成27年3月、新たに「子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。各種子育て支援事業や保育サービスを実施、継続しています。</li> </ul>
イ	男女共同参画の視点を踏まえ、多様な保育サービスを充実する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子ども子育て支援事業計画」に基づき、夏期子ども遊び場の増設など、市民ニーズに沿った事業の充実を図りました。</li> <li>公民館等で定期的に「親子で遊ぼう！」講座を開催し、遊びを通して保育を学び、子育ての情報交換や相談の場を設け、子育て支援を図りました。</li> </ul>
ウ	地域における子育て支援サービスの充実と自主的な子育てサークルの活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館では、貸館やPRチラシの配架により、子育て支援をしている地域の団体活動の支援をしています。</li> <li>「ファミリーサポートセンター」において、依頼会員と協力会員との仲介を行い、子育ての相互援助を行っています。</li> <li>障害のある児童への支援・療育のため、「放課後等デイサービス」をはじめ、障害児通所支援・障害児相談支援の案内を実施しています。</li> </ul>
エ	児童虐待を防止する体制を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待防止のため、「岸和田市子育て支援地域協議会児童虐待防止ネットワーク部会」において、支援が必要な児童の状況や支援方針の確認を行っています。</li> <li>関係機関の実務者対象の研修を実施し、児童虐待や支援方法に関する知識を深める機会を設けています。</li> <li>子ども家庭総合支援拠点において、虐待をはじめとする課題を抱える子どもと家庭への相談支援の充実を図っています。</li> </ul>
課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者の就労などによる子育て支援サービスへのニーズの多様化のため、事業内容、事業実施の時間等について、工夫が必要です。</li> <li>○ 子育て支援団体のネットワークづくりを<u>進め</u>、市と協働で事業を実施することが必要です。</li> <li>○ 保育施設の体制を考慮しつつ、待機児童の解消を図っていく必要があります。</li> <li>○ 今後の施設整備計画を視野に入れた取組が必要です。</li> </ul>		

»施策の方向② 介護・看護の支援体制の充実

	施策名	取組と成果
ア	岸和田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域包括支援センター等と連携し、介護予防・日常生活の支援の体制づくりを推進しました。</li> <li>• 生活援助サービス従事者研修会を年1～2回開催し、介護の担い手を育成しました。</li> <li>• 介護保険、介護予防について学習する機会を設けました。</li> </ul>
イ	岸和田市障害者計画・障害福祉計画の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 医療的ケアの必要な障害者(児)の日中活動の場を提供し、障害者(児)の社会参加と介護者の負担軽減に<u>取組み</u>ました。</li> <li>• 重度障害者訪問看護利用料助成事業において、指定訪問看護ステーションを利用する際に必要な医療費の一部を助成しました。</li> </ul>
ウ	介護サービスの質の向上と適切なサービス量の確保を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域包括支援センターを増設し、地域に密着したネットワークの構築と介護支援の担い手の育成を進めました。</li> <li>• 介護相談員を確保し、毎年市内約20カ所の福祉施設を訪問し、サービス利用者の相談に応じています。介護サービスの現状を把握するとともに、施設の管理者等との意見交換を行い、サービス提供等の提案を行っています。</li> </ul>
エ	高齢者虐待を防止する体制を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 介護事業者対象や市民対象の高齢者虐待防止研修を実施しています。</li> </ul>
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者虐待防止法施行による取組について検討する必要があります。</li> <li>○ 虐待防止や養護者の支援のために、介護や看護の充実と制度の周知が必要です。</li> <li>○ 性的役割分担意識による女性への負担の偏りを解消するための取組が必要です。</li> <li>○ 介護離職の防止のため、事業者と介護保険事業や地域包括支援センターとの連携を図る必要があります。</li> </ul>		

> 基本施策5 防災・環境問題へのかかわり

» 施策の方向① 防災分野における男女共同参画の促進

	施策名	取組と成果
ア	防災分野の活動において女性が積極的に参画することを促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>防火防災の普及啓発を推進する「婦人防火クラブ」を支援し、各種研修会や講習会に派遣しています。</li> </ul>
イ	防災活動に取り組む女性の人材育成を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市民防災まちづくり学校」の女性の受講促進を進めています。</li> </ul>
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画による避難所運営・地域防災の意識が高められるよう、定期的な訓練を通じて啓発を行う必要があります。</li> <li>女性の視点を取り入れた避難所運営の取組が重要です。</li> </ul>		

» 施策の方向② 環境分野における男女共同参画の促進

	施策名	取組と成果
ア	環境分野の活動に積極的に参画できるよう情報提供や支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「まちを美しくする市民運動推進協議会」において、毎年の委員改選時は、本計画の趣旨や条例を説明し、女性役員の参画を促しています。現役員の構成比率は12.5%になっています。(令和元年度末)</li> </ul>
イ	ゴミの分別や減量化などの環境活動に、男女が積極的に参画することを促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「放課後子ども教室」において、ゴミ分別のロールプレイングを通じて、子どもたちに性別にかかわらず参画していくことの必要性を伝えました。</li> </ul>
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境分野に限らず、市民団体における女性比率向上に向けた取組が必要です。</li> </ul>		

> 基本施策6 国際社会への貢献

» 施策の方向① 平和への取り組み

	施策名	取組と成果
ア	平和を大切にする意識を育むための取り組みを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子ども平和映画会」「非核平和資料展」を毎年開催しています。そのほか、「ヒロシマへの平和バス」事業などを通じ、平和の尊さを広く市民に伝える機会を充実させました。</li> </ul>
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>「平和なくして男女の平等はない」ことを重視し、市民に平和の重要性を伝えることは恒久的な課題です。</li> </ul>		

»施策の方向② 外国人にとって住みやすいまちづくり

	施 策 名	取組と成果
ア	外国人からのさまざまな相談への対応を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市ホームページに翻訳ソフトを使用し、88の言語に対応できる環境を整えました。</li> <li>市が支援する岸和田市国際親善協会が通訳や翻訳のボランティアを実施しました。</li> </ul>
イ	外国人及び外国籍児童・生徒の日本語の習得を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>岸和田市国際親善協会のボランティアが日本語サロンや日本語指導、外国にルーツを持つ親子を対象とした居場所づくりに取り組んでいます。</li> <li>日本語指導が必要な児童生徒に対し、定期的に指導員を派遣し学習の補助を行うことで、充実した学校生活を送るための支援をしています。</li> </ul>
ウ	外国人と市民の交流イベントを実施するなど相互の理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>岸和田市国際親善協会による「地球どんぶり」「多文化共生講座」「English open café」の設置などの交流活動の実施を支援しています。</li> </ul>
課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談や日本語の習得支援、交流の場の提供など、今後、ニーズの増加が予想されます。ニーズの把握、支援体制の整備を進めていく必要があります。</li> <li>○ 外国人にとって住みやすいまちづくりに関する取組は、岸和田市国際親善協会の活動に頼っている現状があります。</li> </ul>		

> 施策の方向③ 国際理解・国際交流の促進

	施 策 名	取組と成果
ア	世界における男女共同参画に向けた取り組みに関する情報を収集し、提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェンダーギャップ指数など、世界における男女共同参画に関する情報を収集し、「パートナー」や男女共同参画センターニュース「クレーション」による情報提供を行っています。</li> </ul>
課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 世界各国で男女格差の解消が大きく進んでいるのに対し、日本では格差解消度合いが低く、他国との差が開いている現状があります。国際的協調をめざして、積極的な情報の収集や提供が必要です。</li> </ul>		

## 【基本課題Ⅳ】労働分野における男女共同参画の仕組みづくり

■性別にかかわらず職業を選択し、就労できることが重要です。また、職業意識の醸成とともに職業能力を習得・向上させ、就労できるよう支援する仕組みづくりが必要です。

＞基本施策1 性別に関わらず個性を発揮できる職業意識の醸成

≫施策の方向① 職業意識の醸成

	施策名	取組と成果
ア	子どもたちが性別にとらわれず、さまざまな職業を選択することができるよう教育を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの学校園で職業体験や交流、アンケートなどを実施し、発達段階において自立や将来に向けて考える学習を行いました。</li> </ul>
イ	あらゆる年代層に対して、自分のキャリアや職業選択について考えるきっかけづくりを提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「岸和田合同企業説明会」「岸和田・貝塚合同就職面接会」を開催し、求職者が自己のキャリアや職業選択について考える機会を提供してきました。</li> </ul>
ウ	若年層に対して、職業意識を醸成するとともに、性別にとらわれない職業選択ができるよう情報提供や相談機関の紹介等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職を希望する市内在住在学の高校生を対象に、毎年就職ガイダンスを開催し、職業意識の向上を図りました。</li> </ul>
課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女にかかわらず職業意識の向上のための具体的な取組に課題があります。</li> <li>○ 若年層対象の取組には、学校園・教職員との連携が重要ですが、教職員対象の研修実施などを通して人材育成が必要です。</li> <li>○ 市民対象の啓発講座の効果を高めるために、市民団体との協働による実施の機会をつくる必要があります。</li> </ul>		

＞基本施策2 多様な働き方に対応できる仕組みづくり

≫施策の方向① 就労に関わる法制度の周知・啓発・相談体制の充実

	施策名	取組と成果
ア	男女雇用機会均等法や労働基準法など、就労に関わる法律・制度の周知を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市ホームページ及び関係窓口へのリーフレット等の配架により、「女性活躍推進法」など就労に関する法律や制度の周知を図りました。</li> </ul>
イ	就労を継続していくための相談の充実を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市職員及び社会保険労務士による相談を行いました。必要に応じて外部相談機関を紹介し、相談体制の充実を図っています。</li> </ul>
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画の理解促進とともに、子育てや介護をしながらの就労継続のための多様な働き方を支援する事業の充実が必要です。</li> <li>「女性活躍推進法」について、事業者がさらに理解を深める機会づくりが必要です。</li> </ul>		

≫施策の方向② 女性の再就職や能力開発のチャレンジ支援

	施策名	取組と成果
ア	働く女性の労働の実態について把握する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度に「事業所における男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。</li> </ul>
イ	女性の再就職や能力開発について講座の開催等の支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「再就職支援講座」を実施しています。</li> <li>再就職に向け女性のワーク・ライフ・バランスを考える講座を実施しています。</li> </ul>
ウ	ひとり親家庭の母親の就労を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等、ひとり親家庭対象の支援制度について、各種相談・申請時に案内し、就職につながる資格取得のための支援を行いました。さまざまな相談・来庁の機会をとらえ、情報提供をすることで、申請者の増加につながりました。</li> </ul>
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度に「事業所における男女共同参画に関する意識調査」を実施しましたが、検証結果を踏まえた取組が実施できていません。</li> <li>「再就職支援講座」等の実施の効果検証を行い、今後の施策に反映させる必要があります。</li> <li>ひとり親家庭の就労支援を充実させる必要があります。</li> </ul>		

≫施策の方向③ 起業をめざす女性への支援

	施策名	取組と成果
ア	NPO・コミュニティビジネスなど、さまざまな起業と育成を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>岸和田商工会議所において「創業セミナー」を実施し、創業の手続きや資金繰りなどを説明しました。</li> <li>男女共同参画センターでの講座実施後、受講生が登録グループとして活動を継続しています。</li> </ul>
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>起業をめざす女性への一層の情報提供と、起業につながる機会提供（支援側とのマッチング・シ</li> </ul>		

STEMなど)を検討する必要があります。

### > 基本施策3 男女共同参画推進のための事業所等への取り組みの強化

#### » 施策の方向① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

	施策名	取組と成果
ア	法律に基づく男女平等な雇用と待遇の実現について啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用・労働に関する「基礎知識講座」を開催しました。</li> </ul>
イ	パートタイムや派遣労働・自営業に従事する女性の就労環境の改善に向けての啓発や情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市ホームページ及び関係窓口へのリーフレット等の配架により就労環境の改善のための情報を提供しました。</li> </ul>
	施策名	取組と成果
ウ	家族経営協定の推進など、農林水産業における就業条件や作業環境の改善、整備が図られるよう働きかける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族経営協定について、農業経営者が参加する会議や研修会等でパンフレット配布により周知しました。</li> </ul>
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者に対して、男女共同参画に関する情報提供をより積極的に行う必要があります。</li> <li>○ 職場における男女共同参画の推進に向け、市と事業者の協働による具体的な取組を検討する必要があります。</li> </ul>		

#### » 施策の方向② 事業所における男女共同参画の推進

	施策名	取組と成果
ア	事業所における男女平等・男女共同参画についての実態を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度に「事業所における男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。(再掲)</li> </ul>
イ	事業所における男女共同参画の推進について働きかけを強化する(男性の育児休業取得など)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度に市長・市管理職職員とともに市内事業者34社・6団体が「イクボス共同宣言」を行いました。</li> <li>事業者にも男女共同参画に関する法や制度、研修案内についての情報提供を随時行っています。</li> </ul>
ウ	ワーク・ライフ・バランスの啓発を行うとともに職場環境の整備の促進について積極的に働きかける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省、大阪府作成のワーク・ライフ・バランスに関する啓発リーフレットを関係課に配架しました。</li> </ul>
エ	ひとり親家庭の母親の積極的な雇用について関係機関を通じて事業所に積極的に働きかける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関にパンフレット等の配布を依頼し、支援策等の周知を行いました。</li> </ul>

オ	セクシュアル・ハラスメント防止対策の整備について働きかけを強化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者にはハラスメント防止に関する法や制度、研修についての情報提供を随時行っています。</li> <li>● 事業者への社内研修用にハラスメントに関するDVDを購入し、貸出しを行っています。</li> </ul>
課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「事業所における男女共同参画に関する意識調査」の結果に対応した事業者への働きかけやイクボス宣言後の継続的な取組ができていません。男女共同参画の推進の具体的取組の提示や行動への働きかけが必要です。</li> <li>○ 事業者に対して、男女共同参画に関する情報提供をより積極的に行う必要があります。</li> <li>○ 職場における男女共同参画の推進に向け、市と事業者の協働による具体的な取組を検討する必要があります。</li> </ul>		

### 【基本課題V】DV防止対策と被害者支援の仕組みづくり【DV防止対策基本計画】

#### ■ DV防止対策、被害者支援の両面から関係部署・機関の連携体制の整備が必要です。

＞基本施策1 DV被害者の早期発見・相談体制の整備・充実

≫施策の方向① DV被害者の早期発見の仕組みづくり

	施策名	取組と成果
ア	市の各種窓口業務等を通じてDV被害者に気づき、相談・支援窓口につないでいく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 窓口業務等を通じてDV被害の相談を受けた場合や被害の兆候に気づいた場合、DV相談窓口につなぎました。</li> </ul>
イ	関係機関等との連携により、DV被害の早期発見に向けた仕組みを確立する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談窓口担当者間で各課のDV被害者への支援策や被害発見時の対応について情報共有しました。</li> </ul>
ウ	相談窓口の周知を図る。 ・リーフレットを作成するなど、相談窓口に関する情報の周知 ・医療機関等への相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に相談窓口が記載された啓発物品を配布し周知に取り組みました。</li> <li>● 「クリアシオン」、「広報きしわだ」、市ホームページで相談窓口を周知しました。</li> <li>● 団体の協力によりスーパー等に「相談窓口カード」を配架しています。</li> <li>● 公共施設、保育所、岸和田警察、岸和田子ども家庭センター、医療機関に、相談窓口と法律相談のチラシの配架や「相談窓口カード」の設置の協力依頼をしています。（再掲）</li> </ul>
課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市広報紙や市ホームページ掲載のほか、各部署や関係機関に依頼する相談窓口の周知について、さらなる工夫が必要です。</li> <li>○ 各課窓口において、適切な対応ができるように、市職員のDV対応マニュアルの整備を進めます。</li> </ul>		

»施策の方向② DV被害者の相談体制の整備・充実

	施策名	取組と成果
ア	<p>DV被害者の相談窓口の整備・充実を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV専門相談員の配置</li> <li>・DV相談室の確保</li> <li>・DV相談専用電話の設置</li> <li>・DVの総合相談窓口としてワンストップ・サービス<sup>2</sup>の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度にDV相談員（平成25年度からは婦人相談員）を配置しました。（再掲）</li> <li>・平成23年度にDV相談室を市内2カ所に設置しました。（再掲）</li> <li>・平成23年度に女性のための法律相談を開始しました。（再掲）</li> <li>・DV相談室において<u>さまざまな</u>手続が行えるよう庁内連携を進めました。（再掲）</li> </ul>
イ	<p>関係する他の相談機関との連携を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談窓口との連携の強化</li> <li>・警察や配偶者暴力相談支援センター（大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター）との連携の強化</li> <li>・DV被害者支援ネットワークの確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者の連携強化のため、「DV被害者支援ネットワーク」窓口担当者会議にて、DVに関する情報の共有や支援方針の確認を行っています。（年1回）</li> </ul>
ウ	<p>相談窓口職員や関係する職員の資質の向上及び心理的ケアを充実する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV相談専門講座や研修会への参加によるスキルアップ</li> <li>・様々なケースに対応できるようにDV被害者支援ネットワーク等を活用した事例検討や研究の実施</li> <li>・二次被害防止、個人情報保護等の研修の実施</li> <li>・相談員の心理的ケア体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談のスキルアップ研修等へ参加し、相談体制整備に関する情報を収集・共有し、相談員の資質向上を図りました。</li> <li>・職員がDV被害者支援や加害者対応の研修に参加し、担当者間で共有しました。</li> </ul>
課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談体制については、男女共同参画センターの機能を拡充し、市民が利用しやすい支援体制の整備が必要です。（再掲）</li> <li>○ 複雑多様化する相談にも適切に対応するために、DV相談担当者の資質向上と相談体制の整備が重要です。</li> <li>○ 個人情報の漏洩防止に関する情報管理マニュアルの整備が必要です。</li> <li>○ 各課窓口において、適切な対応ができるように、市職員のDV対応マニュアルの整備を進めます。（再掲）</li> </ul>		

<sup>2</sup> 手続の案内、受付、交付などのサービスを身近な窓口やパソコンで、1カ所あるいは1回の手続で提供すること指す。

>基本施策2 DV被害者への支援体制づくり

»施策の方向① DV被害者の安全確保及び支援体制の強化

	施策名	取組と成果
ア	被害者の安全確保を行う。 ・緊急の場合、大阪府女性相談センターに一時保護を依頼 ・一時保護の際の同行支援 ・被害者等に関する個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府女性相談センターへの一時保護依頼は令和元年度2件、平成30年度0件、平成29年度は4件でした。</li> <li>各関係課の連携強化のため「一時保護制度」について、職員研修を実施しました。</li> </ul>
イ	被害者に対する適切な情報提供及び自立に向けての支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係課、大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター、岸和田警察等の関係機関と情報共有を図り、被害者への迅速な情報提供と自立支援を行いました。</li> </ul>
ウ	DV被害者支援及び関係機関との連携を強化する。 ・DV被害者支援ネットワークの確立 ・警察や配偶者暴力相談支援センター（大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター）との連携の強化 ・民間支援団体との連携についての検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援者の連携強化のため、「DV被害者支援ネットワーク」窓口担当者会議にて、DVに関する情報の共有や支援方針の確認を行っています。（年1回）（再掲）</li> <li>関係課、大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター、岸和田警察等の関係機関と情報共有を図り、被害者への迅速な情報提供と自立支援を行いました。（再掲）</li> </ul>
エ	岸和田市配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度に設置の必要性を検討し、岸和田子ども家庭センターがある状況下での設置を保留としました。</li> </ul>
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談体制については、男女共同参画センターの機能を拡充し、市民が利用しやすい支援体制の整備が必要です。（再掲）</li> <li>○ 岸和田市配偶者暴力相談支援センターの設置については、状況の変化に応じて、再検討の必要があります。</li> </ul>		

> 基本施策3 DV根絶に向けての啓発の推進

» 施策の方向① DVに関する市民への啓発の推進

	施策名	取組と成果
ア	DV防止についての理解を深めるための講座・講演会等を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～25）に市広報紙や市ホームページでDV予防等について啓発、DV予防啓発パネル展、DV予防のシンボルであるパープルリボンによる周知啓発イベント等を行いました。（再掲）</li> </ul>
イ	若年層に対し、デートDV（交際相手からのDV）に関する啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>デートDV予防啓発講座を希望があった高校・中学校で実施しました。アンケート結果から、相手を思いやろうとする意識の変化、友だちの相談に応じようという意識の変化がうかがえました。</li> <li>人権教育研修（年間2回）を行い、男女平等教育やDVについて学ぶ機会を設け、教職員の資質向上に取組ました。</li> </ul>
ウ	DVに関するパンフレット・リーフレットを配布するなど、DVの根絶に向けた啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、ポスター展示、DV予防啓発パネル展、啓発物品の配布などによる啓発を行いました。</li> </ul>
課題		
○ DV予防に関する啓発事業について、その効果を図る指標が必要です。		

## 社会情勢の変化

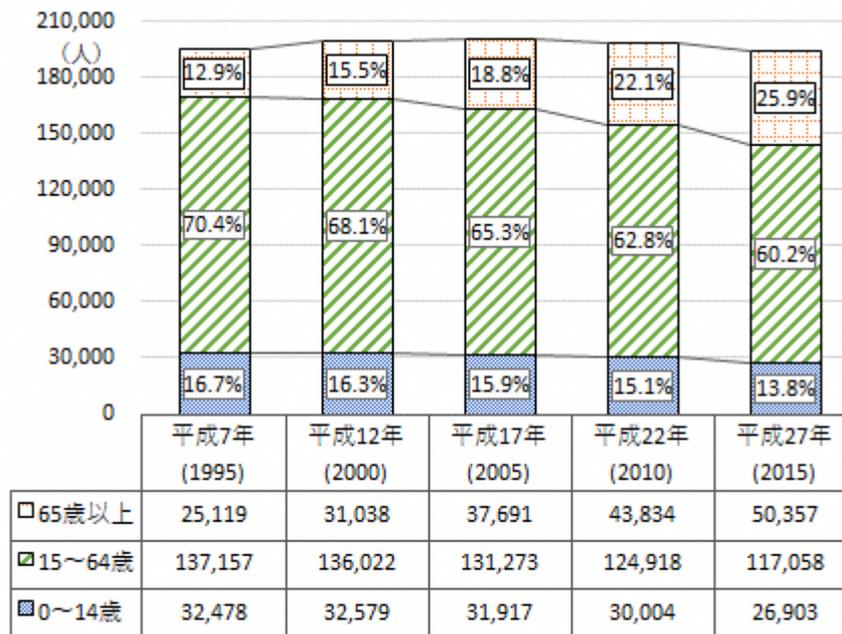
### ①人口

#### 1. 本市における年齢3区分別人口の推移

平成7（1995）年から平成27（2015）年にかけての0～14歳の割合は約1.7%の減少となっており、65歳以上の割合は2倍の増加となっています。

ますます進んでいく少子高齢化、生産年齢人口の減少傾向は、将来の本市を支える次世代に、さまざまな課題を提起します。

図1 岸和田市 年齢3区分別人口の推移

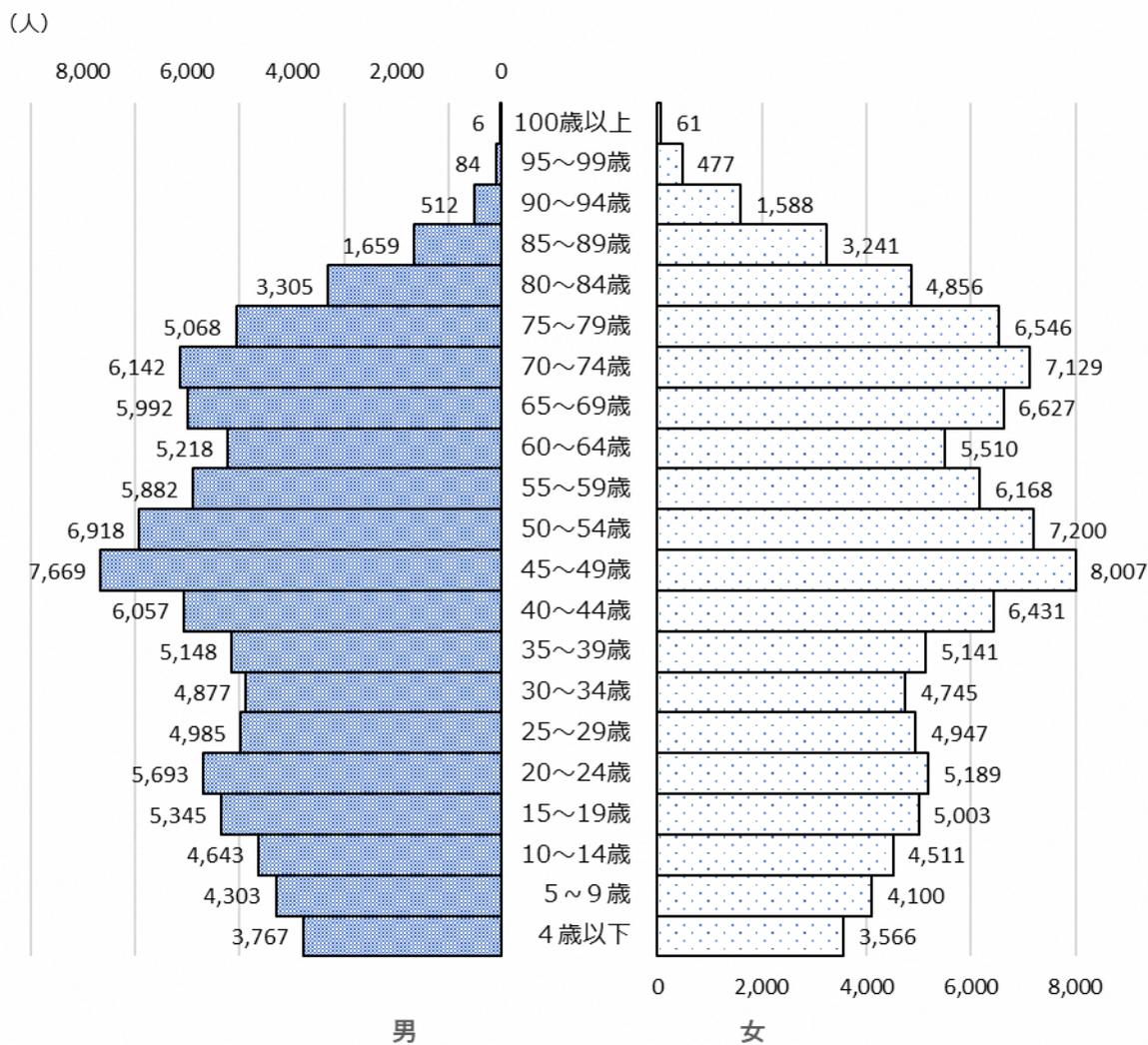


資料：国勢調査

2. 本市における性別年齢 5 歳階級別人口

令和元年 10 月 1 日現在の本市の人口を 5 歳階級別で見ると、男女とも「45～49 歳」が最も多く、次いで「50～54 歳」「70～74 歳」となっています。

図 2 岸和田市 性別年齢 5 歳階級別人口



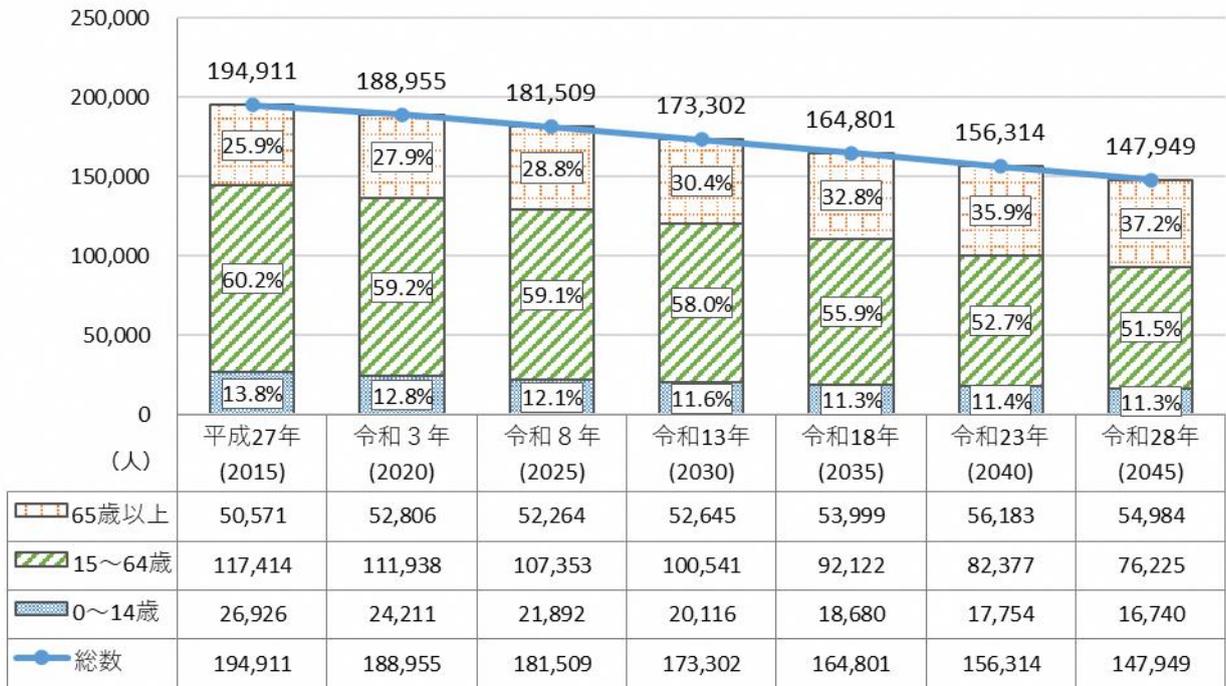
(人)

資料：岸和田市（令和元年 10 月 1 日現在）

### 3. 本市の将来推計人口

令和3（2020）年から令和13（2030）年の10年間では1割近い減少が推計されています。

図3 岸和田市 将来推計人口（年齢3区分別）

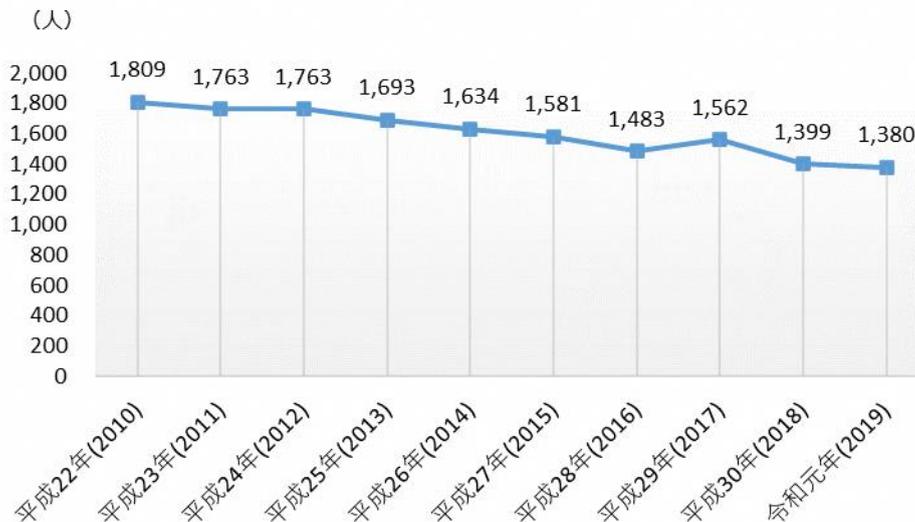


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

### 4. 本市の出生数の推移

過去10年で減少傾向が続いています。

図4 岸和田市 出生数の推移

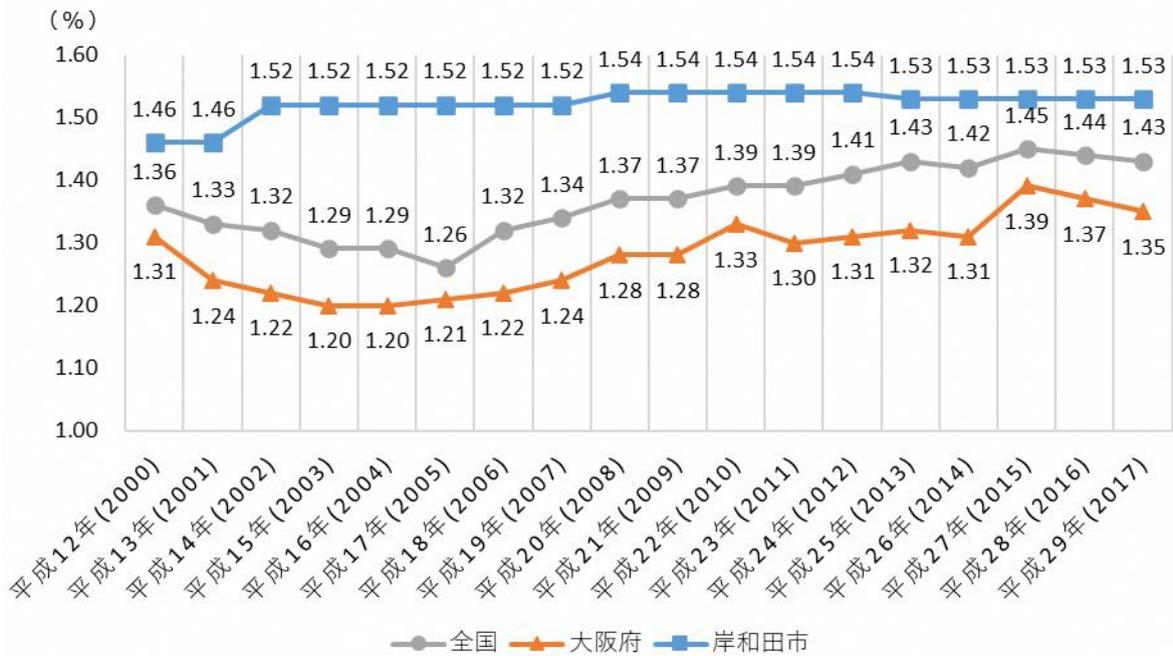


資料：厚生労働省「人口動態調査」

5. 本市の合計特殊出生率の推移

全国平均や大阪府に比べて、本市の合計特殊出生率は上回っているものの、平成14（2002）年から平成29（2017）年の15年間、ほぼ横ばい状態です。社会全体が少子化への対応をもとめられています。

図5 岸和田市 合計特殊出生率の推移



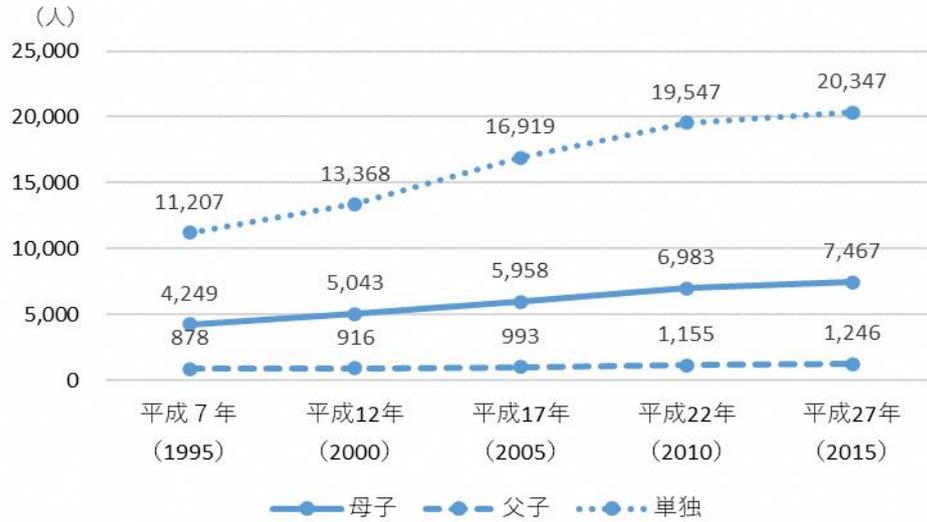
資料：厚生労働省「人口動態統計」

## ②価値観やライフスタイルの変化

### 1. 本市における母子・父子・単独世帯数の推移

市の世帯数の過去20年の推移のうち、父子、母子、単独世帯のいずれも増加しており、母子と単独世帯は2倍近い増加となっています。

図6 岸和田市 母子・父子・単独世帯数の推移

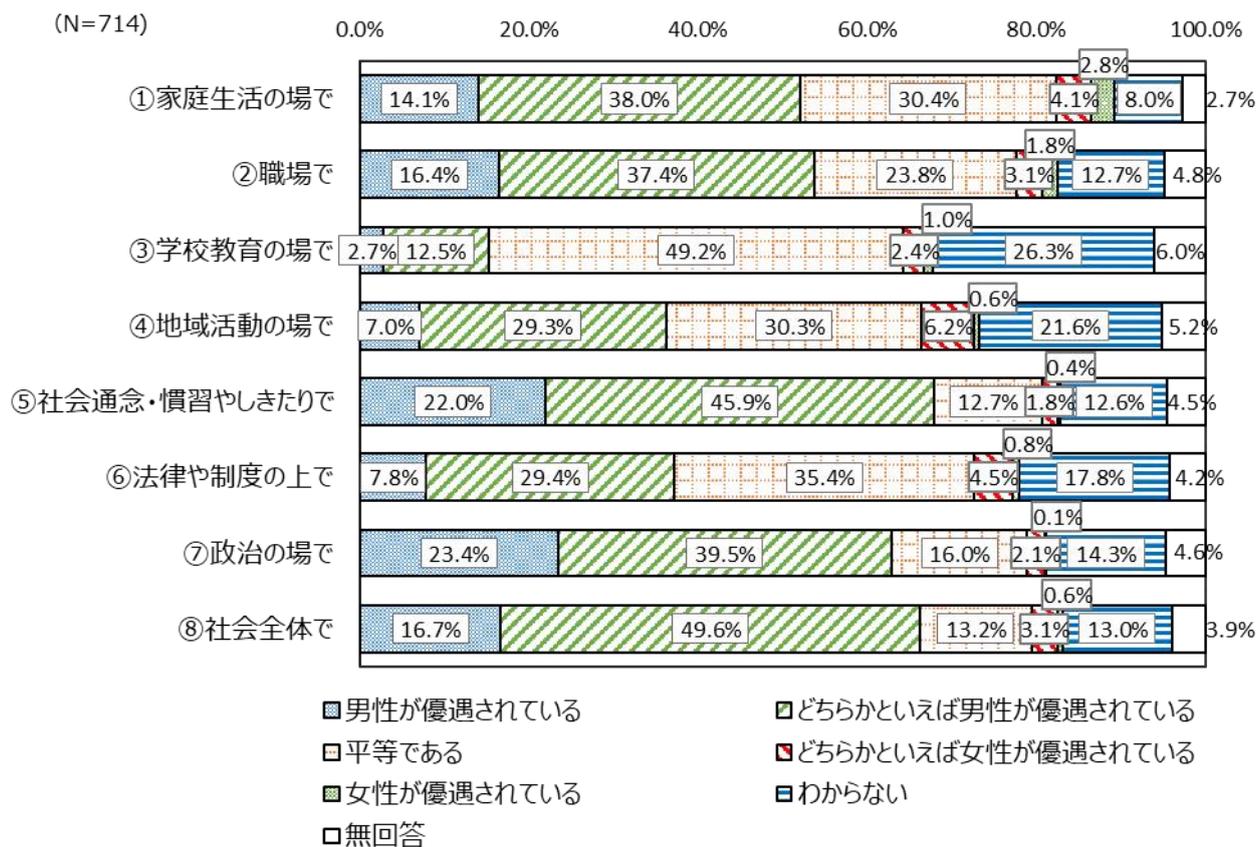


資料：国勢調査

## 2. 本市市民意識調査における男女の不平等感

「①家庭生活の場で」「②職場で」「⑤社会通念・慣習やしきたりなどで」「⑦政治の場で」「⑧社会全体で」で、「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と答えた人の割合が高くなっています。特に「⑤社会通念・慣習やしきたりなどで」「⑦政治の場で」「⑧社会全体で」は6割を超えており、男女平等でないと感じている人の割合が高いことが分かります。

図 7 岸和田市 男女の不平等感

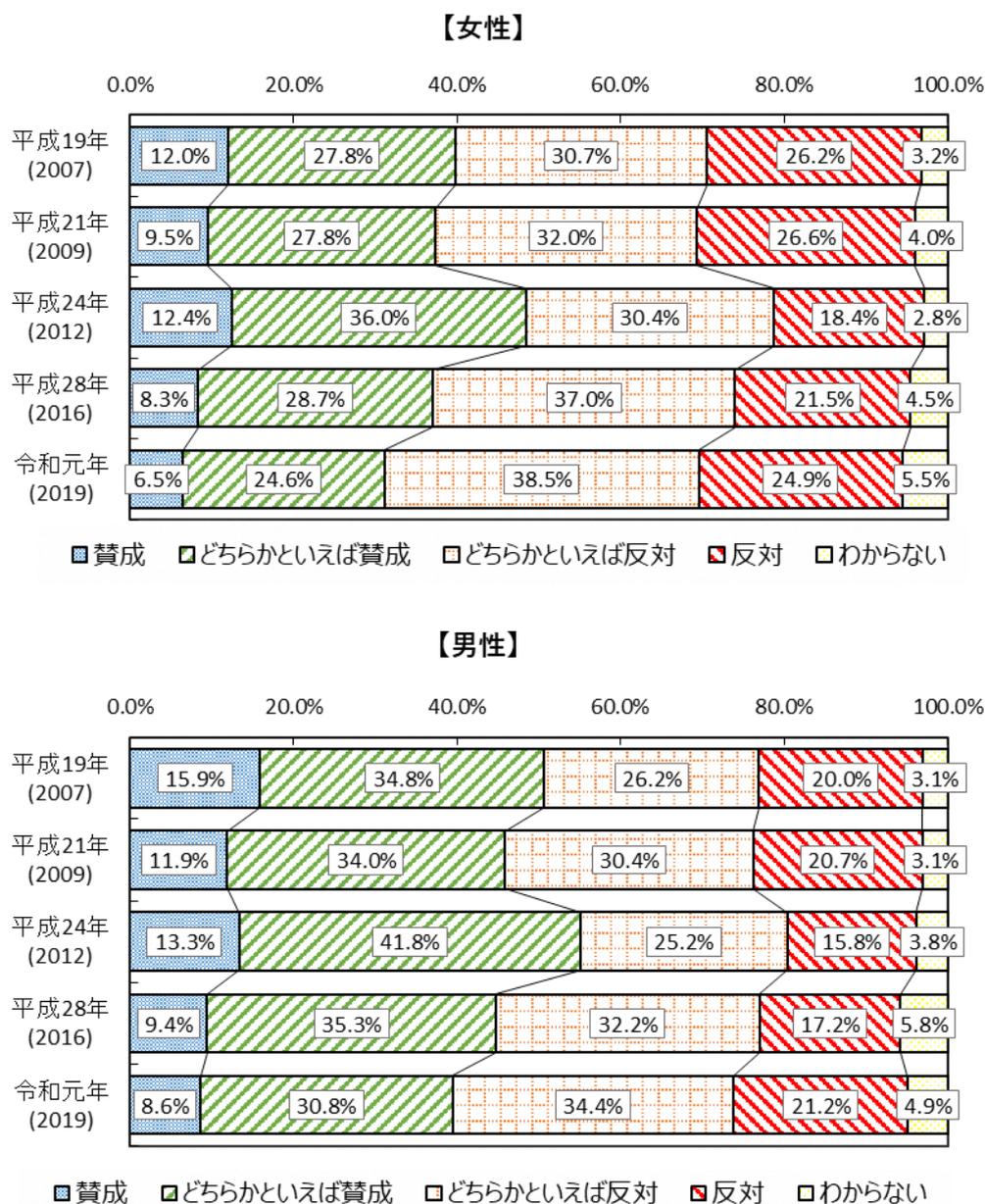


資料：岸和田市男女共同参画に関する市民意識調査（令和元年）

### 3. 国の調査における「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に「賛成」（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）の割合は女性が約3割、男性が約4割となっています。性別による固定的な役割分担意識はまだ根強くあるものと考えられます。

図 8 国 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

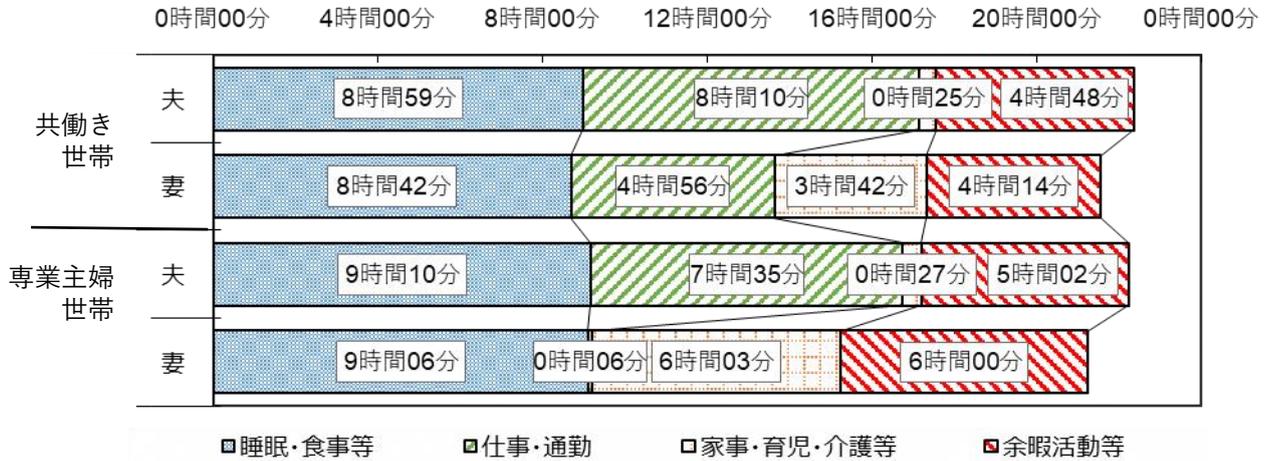


資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年）

4. 国の調査における夫婦の生活時間の割合

「家事・育児・介護等」の割合は共働き世帯では夫の時間が妻の約1割、専業主婦世帯では1割以下（約7%）となっています。

図 9 国 夫婦の生活時間

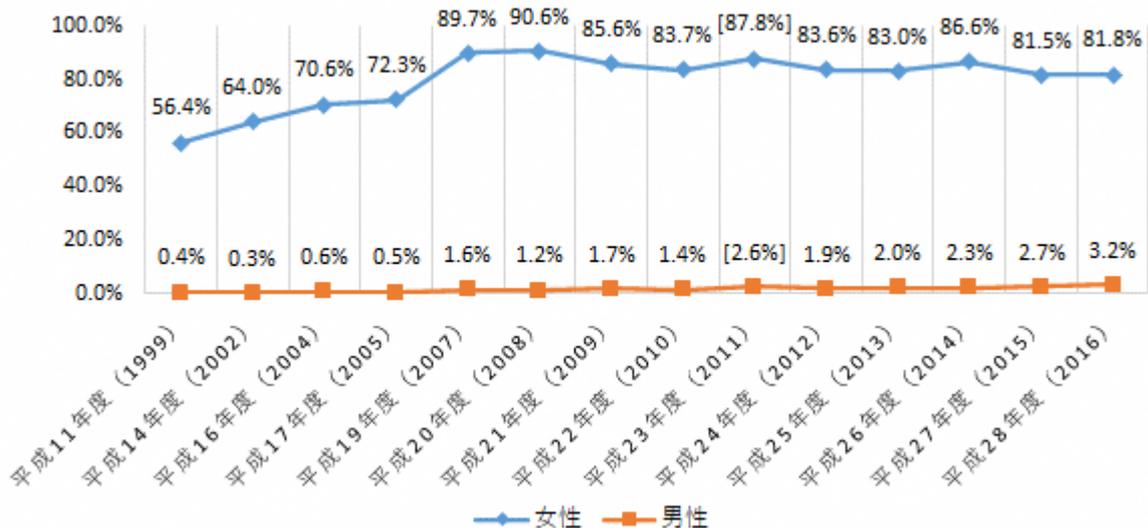


資料：総務省「社会生活基本調査」（平成 28 年）

5. 国の調査における育児休業取得率の推移

女性は8割を超えていますが、男性は平成 28（2016）年に約 3%となりました。男女がともに、育児休業の取得率を上げ、とりわけ男性の取得率を上げるための制度設計と積極的な取組が必要です。

図 10 国 育児休業取得率の推移



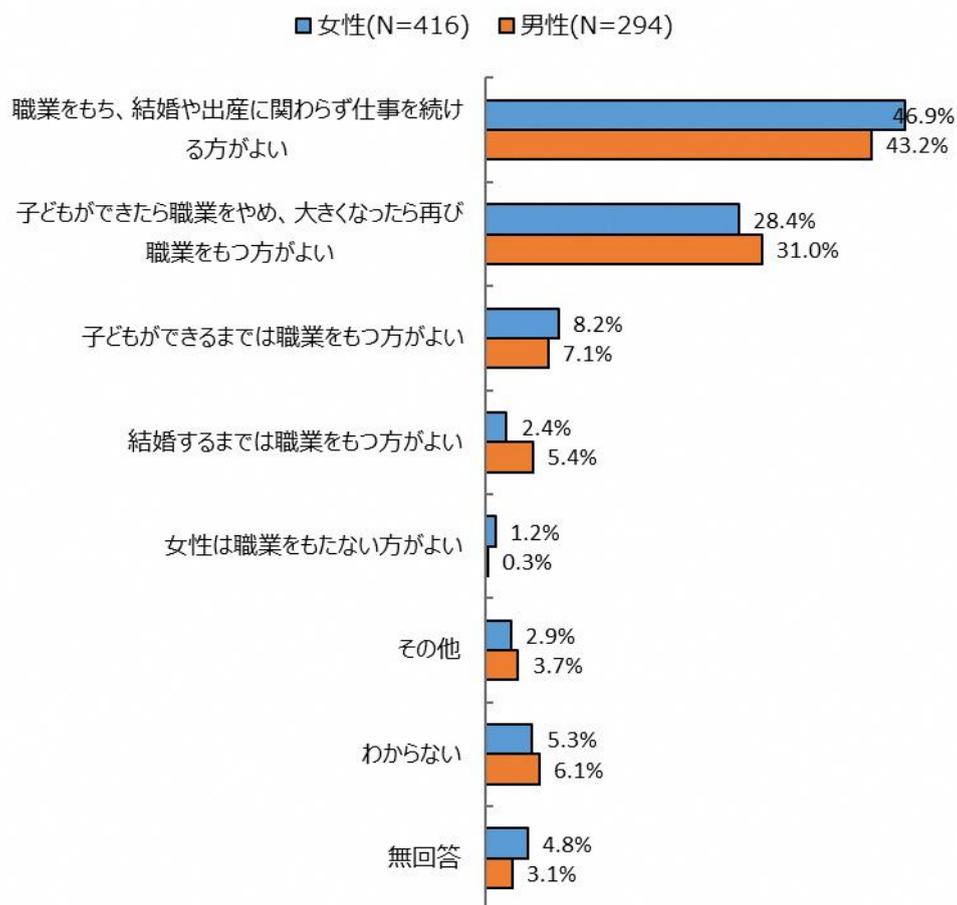
資料：厚生労働省 「雇用均等基本調査」

(※) 平成 26 年度調査においては、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの 1 年間。  
 (注) 平成 23 年度の [ ] 内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国

## 6. 本市市民意識調査における女性が職業を持つことについて

男女ともに「職業をもち、結婚や出産に関わらず仕事を続ける方がよい」が4割を超えています。

図 11 岸和田市 女性が職業を持つことについて



資料：岸和田市男女共同参画に関する市民意識調査（令和元年）

### ③政策・方針決定の場への女性の参画

#### 1. 本市役職者における女性職員の比率の推移

課長級以上で女性職員が占める割合は2割前後を推移しており、変化が見られません。

10年後には、役職者における女性比率が5割近くになり、男女共同参画が進んでいることを支えていくことが必要です。

**表1 岸和田市 役職者における女性職員の比率の推移** (単位：人)

年度	課長級以上			主幹級			担当長・主査級		
	総数	内女性数	女性比率 (%)	総数	内女性数	女性比率 (%)	総数	内女性数	女性比率 (%)
平成27年度	179	34	19.0%	136	33	24.3%	486	218	44.9%
平成28年度	180	40	22.2%	137	30	21.9%	479	222	46.3%
平成29年度	178	37	20.8%	142	35	24.6%	478	228	47.7%
平成30年度	187	37	19.8%	134	35	26.1%	478	229	47.9%
平成31年度	190	39	20.5%	141	42	29.8%	466	217	46.6%
令和2年度	197	41	20.8%	158	45	28.5%	446	221	49.6%

資料：岸和田市（令和2年4月1日現在）

#### 2. 本市専門職における男女別職員数の状況

男性の多い職種においては女性の医師が約20%、女性の多い職種においては、男性の保育所給食が約16%で最も多くなっていますが、他の職種はすべて、男女それぞれの少ない方の人数の比率が1割に満たない状況となっています。

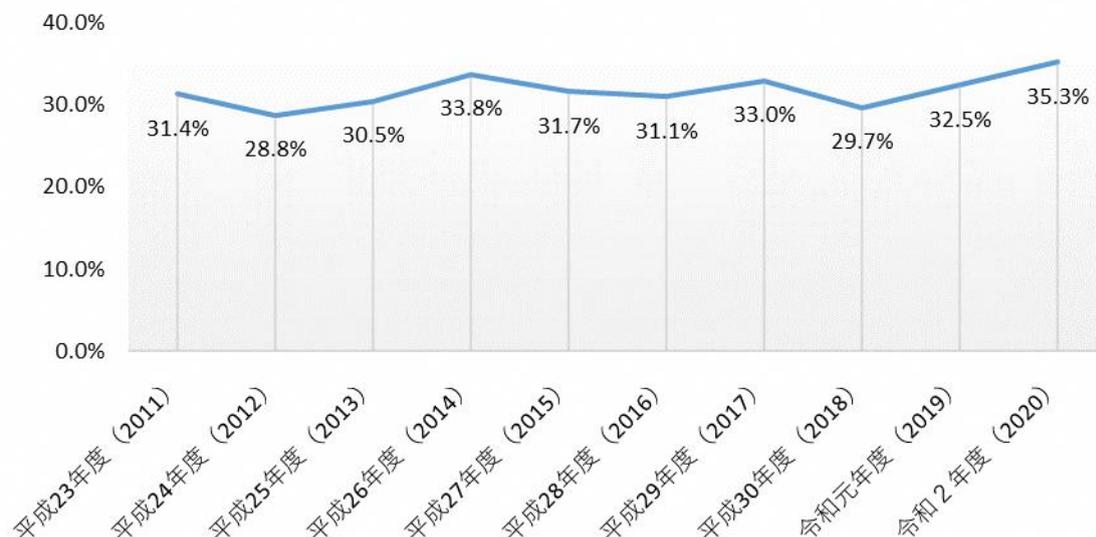
**表2 岸和田市 専門職における男女別職員数** (単位：人)

区分	職種	総数	女性の人数	女性比率 (%)
男性の多い職種	消防	181	5	2.8%
	医師	94	19	20.2%
	技術職員	163	11	6.7%
区分	職種	総数	男性の人数	男性比率 (%)
女性の多い職種	給食調理	43	1	2.3%
	保育所 給食調理用務	36	6	16.7%
	保育士	178	8	4.5%
	看護師	359	31	8.6%
	幼稚園教諭	67	1	1.5%
	保健師	30	1	3.3%

資料：岸和田市（令和2年4月1日現在）

### 3. 本市の審議会等における女性委員参画率の推移

図 12 岸和田市 審議会等における女性委員参画率の推移



資料：岸和田市（各年4月1日時点）

### 4. 本市の小中学校教職員における女性比率の推移

小学校教職員の女性比率は6割台が続いており、大きな変動がありませんが、中学校では、わずかに増加の傾向がみられます。

表3 岸和田市 小中学校における女性の教職員比率の推移（単位：人）

年度	小学校			中学校		
	総数	内女性数	女性比率 (%)	総数	内女性数	女性比率 (%)
平成28年度	653	416	63.7%	392	183	46.7%
平成29年度	662	417	63.0%	391	180	46.0%
平成30年度	669	420	62.8%	383	173	45.2%
平成31年度	667	418	62.7%	379	181	47.8%
令和2年度	671	418	62.3%	377	182	48.3%

資料：岸和田市（各年4月1日時点）

5. 本市の小中学校管理職等における女性比率の推移

全体の教職員の男女比率が均等に近づいていますが、管理職比率に大きな差がある背景に着目していく必要があります。

**表4 岸和田市 小中学校における女性の管理職等の比率の推移** (単位：人)

年度	小学校			中学校		
	総数	内女性数	女性比率 (%)	総数	内女性数	女性比率 (%)
平成 28 年度	48	16	33.3%	23	2	8.7%
平成 29 年度	48	14	29.2%	23	3	13.0%
平成 30 年度	48	15	31.3%	23	2	8.7%
平成 31 年度	48	10	20.8%	23	3	13.0%
令和 2 年度	48	11	22.9%	23	3	13.0%

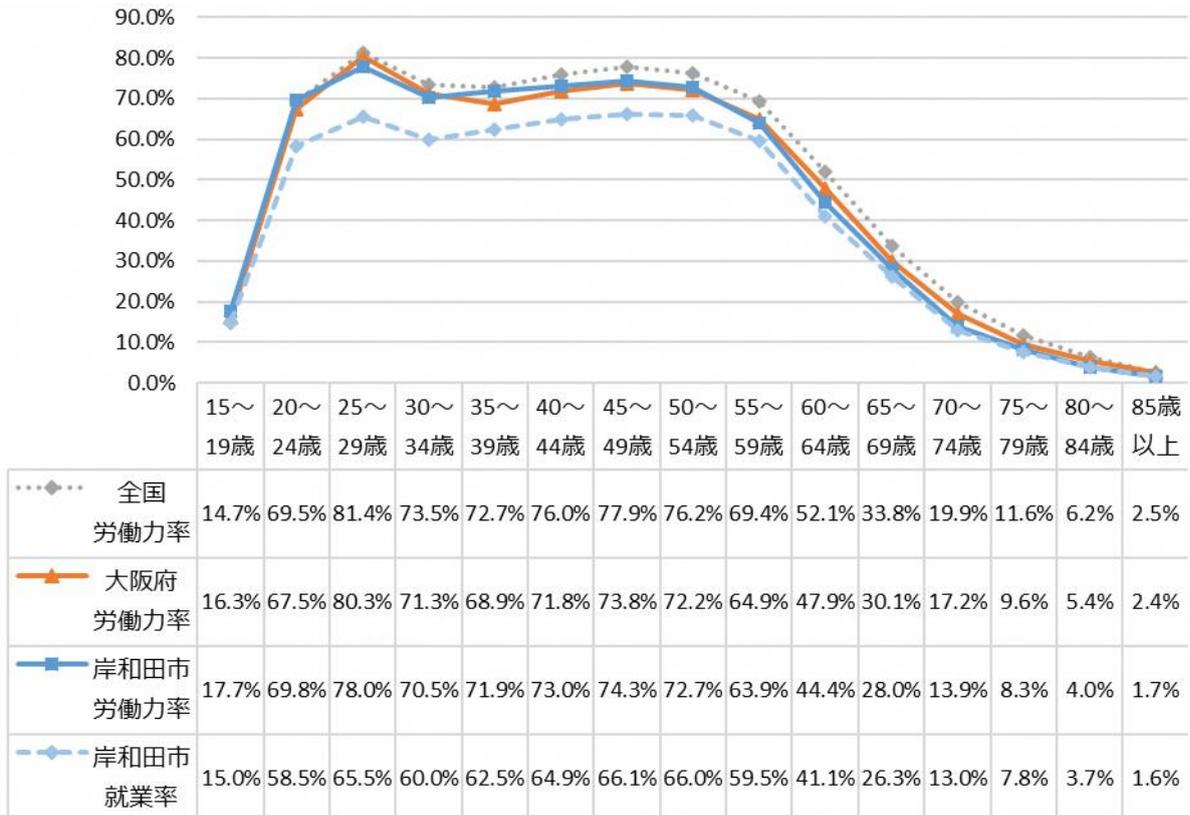
資料：岸和田市教育委員会（各年4月1日時点）

#### ④経済・雇用情勢の変化

##### 1. 全国・大阪府・本市の女性の労働力率<sup>3</sup>等

本市の20歳から59歳の女性は6割以上が就業しています。

図 13 全国・大阪府・岸和田市 女性の労働力率等の推移



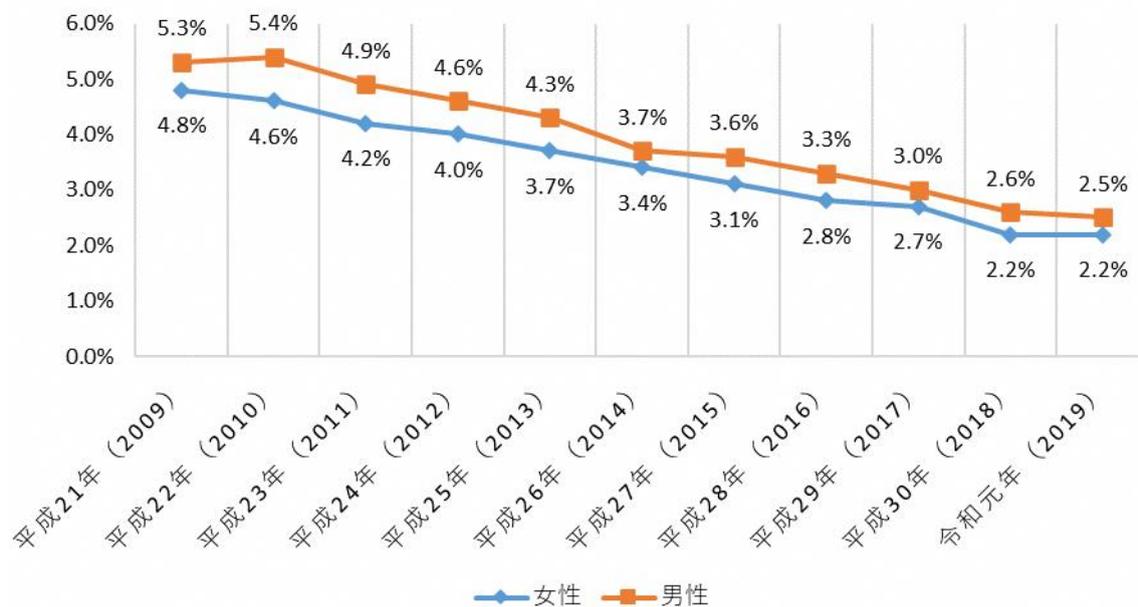
資料：国勢調査（平成27年）

<sup>3</sup> 女性の労働力率：女性の生産年齢人口（15歳以上人口）中に占める就業者と完全失業者を合わせた労働力人口の割合。労働力比率、労働力人口比率ともいう。

## 2. 国の完全失業率の推移

国の完全失業率の推移をみると、過去 20 年減少が続いています。

図 14 完全失業率の推移

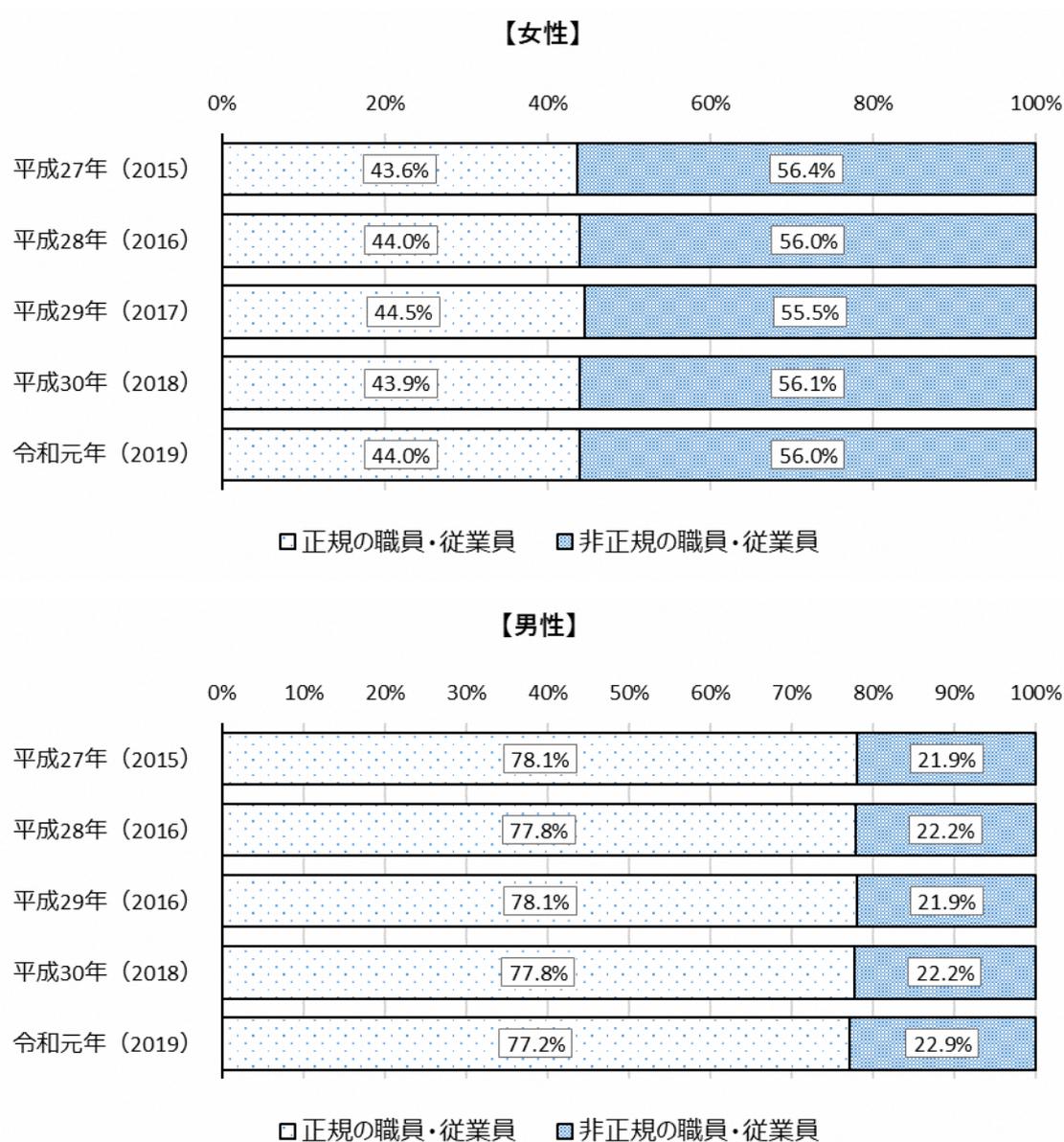


資料：総務省統計局「労働力調査」

### 3. 国の正規・非正規の雇用者※（役員を除く・非農林業）の男女の割合の推移

正規では女性の割合が約4割、男性は約7割となっており、その割合の推移に大きな変化は見られません。

図 15 国 正規・非正規雇用者における男女比率

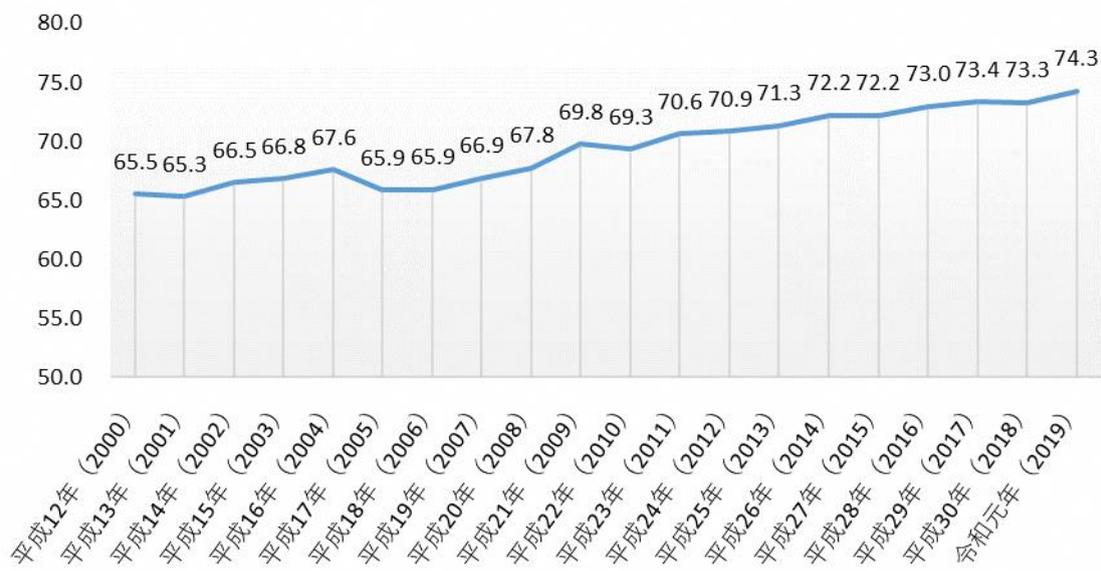


資料：総務省「労働力調査」

#### 4. 国の一般労働者の男女間所定内給与格差の推移

女性の一般労働者の所定内給与額を男性との比較で見ると、男性の約7割にとどまっています。

図 16 国 一般労働者の男女間所定内給与格差の推移 (男性 = 100)



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注：一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう（短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い、または1週の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない労働者をいう）

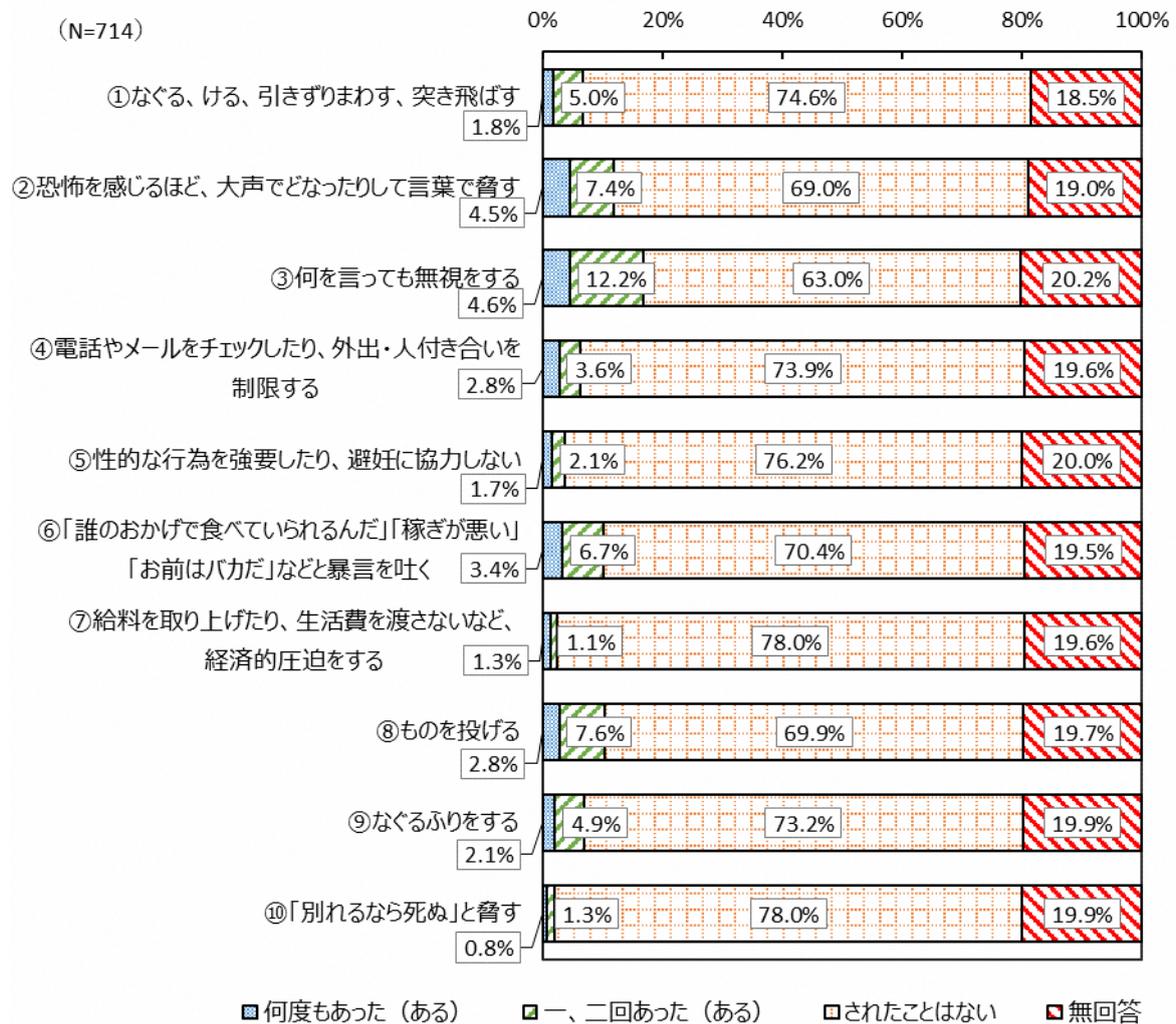
## ⑤女性に対する暴力の顕在化

### 1. 本市市民意識調査における配偶者等からの被害経験

「何度もあった（ある）」との回答は「③何を言っても無視をする」が最も多く（4.6%）、次いで「②恐怖を感じるほど、大声でどなったりして言葉で脅す」、「⑥誰のおかげで食べられているんだ」となっています。心理的な暴力が上位を占めています。

「一、二回あった（ある）」の回答をみると、「①なぐる、ける」や「⑧ものを投げる」といった身体的暴力がみられます。

図 17 岸和田市 配偶者等からの被害経験



資料：岸和田市男女共同参画に関する市民意識調査（令和元年）

## 2. 全国・大阪府・本市におけるDV相談件数等

全国・府・本市の相談件数の増加に比して、一時保護件数は減少の傾向がみられます。DVに対する意識の高まりにつれ、早い段階で相談につながり、自立や避難の方法等の問題解決に結びついたことで、一時保護に至らずに済んでいる場合があると考えられます。一方で、一時保護の利用を躊躇するといった要因等がないか調査が必要ともいえます。

表 5 全国・大阪府・本市におけるDV相談件数等

		平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
相談件数		岸和田市	69	140	136	207	148
大阪府	市町村における相談件数	-	10,290	11,657	13,019	14,297	
	配偶者暴力相談支援センター	4,392	5,657	5,256	6,650	6,234	
	府警察本部	4,026	4,140	4,567	5,844	8,002	
	計	8,487	20,227	21,616	25,720	28,681	
	全国	配偶者暴力相談支援センター	77,334	82,099	89,490	99,961	102,966
	警察	33,852	34,329	43,950	49,533	59,072	
一時保護	大阪府	495	409	370	428	414	
	全国	11,866	11,246	11,565	11,623	11,082	
保護命令	全国	3,114	2,739	3,152	2,984	3,125	
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	
相談件数		岸和田市	169	191	215	237	218
大阪府	市町村における相談件数	14,570					
	配偶者暴力相談支援センター	7,252	7,866	6,748	6,972	-	
	府警察本部	8,185	8,932	8,755	9,754	10,070	
	計	30,176					
	全国	配偶者暴力相談支援センター	111,176	106,367	106,110	114,481	-
	警察	63,141	69,908	72,455	77,482	82,207	
一時保護	大阪府	359					
	全国	9,694	8,642	7,965	-	-	
保護命令	全国	2,970	2,632	2,293	2,177	-	

資料：岸和田市、大阪府、内閣府、警察庁

## 男女共同参画に関する動き（年表）

	世界の動き	国・大阪府(◎)の動き	岸和田市の動き
1985 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の10年」第3回世界女性会議開催（ナイロビ）</li> <li>・「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	「女子差別撤廃条約」批准	
1986 (昭和61年)		◎「21世紀をめざす大阪府女性プラン」（第2期行動計画）策定	・教育委員会指導部社会教育課に女性問題担当1名を配置
1987 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長公室自治振興課に女性政策係を設置（2名）</li> <li>・「きしわだ女性問題をかたる100人のつどい」開催</li> <li>・「女性問題アンケート調査」実施</li> </ul>
1988 (昭和63年)			岸和田女性会議結成
1989 (平成元年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・岸和田市立女性センター開館</li> <li>・女性センターに「女性のための電話相談室」開設</li> </ul>
1991 (平成3年)		◎「女と男のジャンプ・プラン（大阪府第3期行動計画）策定 「育児休業等に関する法律」制定	
1992 (平成4年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「きしわだ女性プラン」策定</li> <li>・きしわだ女性プラン推進本部設置</li> </ul>
1993 (平成5年)	・国連世界人権会議開催（ウィーン）		自治推進部女性政策室設置（3名）
1994 (平成6年)	・国際人口・開発会議開催（カイロ）	◎大阪府女性総合センター（ドーンセンター）開館	
1995 (平成7年)	・第4回世界女性会議開催（北京）	「育児・介護休業法」制定 ILO156号条約（家族的責任条約）批准	・「女性と仕事を考える調査」実施
1996 (平成8年)		「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997 (平成9年)		◎「新女と男のジャンプ・プラン」策定	・市民生活部自治振興課女性政策スタッフ（2名）へ
1998 (平成10年)			・岸和田市女性問題市民懇話会発足
1999 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「改正男女雇用機会均等法」制定</li> <li>・「男女共同参画社会基本法」制定</li> </ul>	・きしわだの女性史編纂「きしわだの女たち」発刊

	世界の動き	国・大阪府(◎)の動き	岸和田市の動き
2000 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000 年会議」開催 (ニューヨーク)	・介護保険制度施行 ・「児童虐待防止法」制定 ・「ストーカー防止法」制定 ・「男女共同参画基本計画」策定	
2001 (平成13年)		・「DV 防止法」施行 ・「改正育児・介護休業法」制定 ◎「おおさか男女共同参画プラン」 策定	・「第2期きしわだ女性プラン ～男女平等参画社会をめざして ～」策定
2002 (平成14年)		◎「大阪府男女共同参画推進条例」 制定	・「審議会等への女性の参画促進 に関する指針」策定
2003 (平成15年)		・「母子家庭の母の就業の支援に 関する特別措置法」制定 ・「次世代育成支援対策推進法」制 定 ・「少子化社会対策基本法」制定 ・「性同一性障害者の性別の取扱い の特例に関する法律」制定	
2004 (平成16年)		・「DV 防止法」一部改正 ・「育児・介護休業法」一部改正	・女性センターで「女性のための 面接相談」開始
2005 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委 員会(北京+10) 開催 (ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」 策定 ・「育児・介護休業法」一部改正 ◎「大阪府配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する基本計 画」策定	・「男女平等に関するアンケート調 査」実施
2006 (平成18年)		・「女性の再チャレンジ支援プラ ン」改定 ◎「改訂おおさか男女共同参画プラ ン」策定 ・「男女雇用機会均等法」及び「労 働基準法」改正	・「女性と仕事を考えるアンケート 調査」実施(岸和田女性会議と協 催)
2007 (平成19年)		・「DV 防止法」一部改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ バランス) 憲章」及び「仕事と生活 の調和推進のための行動指針」策定	・女性政策スタッフから男女共同 参画担当に名称変更
2008 (平成20年)		・「労働基準法」改正	
2009 (平成21年)		・「育児・介護休業法」改正	
2010 (平成22年)	・第54回国債婦人の地位委 員会(北京+15) 開催 (ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第3 次)」策定	・「岸和田市男女共同参画に関す る市民意識調査」実施 ・「岸和田市男女共同参画推進条 例」制定

	世界の動き	国・大阪府(◎)の動き	岸和田市の動き
2011 (平成23年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足	◎「おおさか男女共同参画プラン」策定	・「岸和田市男女共同参画推進計画ー第3期きしわだ女性プランー」策定
2012 (平成24年)	・「第1回女性に関するASEAN閣僚級会合」開催（ビエンチャン）	・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定 ・「子ども・子育て支援法」制定 ◎「大阪府配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
2013 (平成25年)		・「DV防止法」一部改正	
2014 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択		
2015 (平成27年)	・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」（ニューヨーク）	・「女性活躍推進法」制定 ・「男女共同参画基本計画（第4次）」策定 ◎「OSAKA女性活躍推進会議」設置	
2016 (平成28年)		・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の一部改正 ◎「おおさか男女共同参画プラン」策定	
2017 (平成29年)		◎「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定	
2018 (平成30年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ・「セクシュアルハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生をうけての緊急対策～」の策定	
2019 (令和元年)		・「女性活躍推進法」一部改正	
2020 (令和2年)	・第64回国連女性の地位委員会（CSW）「北京+25」（ニューヨーク）		

## 岸和田市男女共同参画推進条例

平成22年12月20日条例第34号

すべての人は、個人として尊重され、性別によって差別されない平等な存在である。

わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれている。そして、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組と連動しつつ進められ、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行された。

岸和田市においては、平成4年から「きしわだ女性プラン」を策定し、時代の変遷に沿った様々な男女平等施策に取り組んできた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度や慣行は依然として根強く残っており、また近年は女性に対する暴力が社会問題として認識されるようになった。男女平等な社会の実現にはなお一層の努力が必要と言える。

このような状況を改善するため、培われてきた伝統や文化に配慮しつつ、固定化された男女の役割にとらわれず自らの意思によって、個性と能力を十分に発揮し、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画の推進が重要である。

ここに岸和田市は、男女共同参画の推進を主要な政策と位置づけ、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して、男女共同参画のまちづくりに取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、岸和田市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定め、もって男女共同参画の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は市内に事業所を置く次に規定する事業者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。

(4) 教育関係者 市内において学校教育、家庭教育、職場教育、社会教育その他の教育活動に携わる者をいう。

(5) 積極的格差改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の生活環境を害することをいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある男女を含む。)その他密接な関係にある男女の間で行われる暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行は、男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことのないよう見直されること。
- (3) 市における施策又は事業所若しくは各種の団体における方針の立案及び決定に、男女が対等に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、ともに家事、育児、介護等の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に対等に参画できること。
- (5) 男女が、対等な関係の下に互いの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、健康に配慮するとともに、生涯にわたる性と生殖に関して自らが決定する権利が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と協調して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として

位置づけ、前条に定める基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差改善措置を含む。以下「推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する。

2 市は、男女共同参画の推進に関し、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、推進施策の実施に当たっては、市民、事業者及び教育関係者(以下「市民等」という。)と協働するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、その事業を行うに当たり、男女が職場における活動に對等に参画する機会の確保に努めるとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、仕事と家庭その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、教育を行うに当たり、男女共同参画の推進に配慮するとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、直接的であるか又は間接的であるかを問わず、次に掲げる人権侵害を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的な取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

2 すべての人は、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(推進計画の策定等)

第10条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画推進計画(以下「推進計画」という。)を策定する。

2 市長は、推進計画の策定に当たっては、別に条例で

設置する岸和田市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民等から意見を聴取するものとする。

3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

5 市長は、毎年度、推進計画の進捗(ちよく)状況について公表しなければならない。

6 推進計画は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定による市町村男女共同参画計画とする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(広報活動等)

第12条 市は、男女共同参画の推進について市民等の理解を深めるため、広報活動等を行う。

(積極的格差改善措置)

第13条 市は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民等と協力して積極的格差改善措置を講じるものとする。

(推進体制の整備等)

第14条 市は、推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な推進体制を整備する。

2 市は、推進施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとする。

(調査研究)

第15条 市は、推進施策の策定及び実施に関し必要な事項について調査研究を行うとともに、その成果を公表し、推進施策に反映させる。

(拠点施設)

第16条 市は、推進施策の実施及び市民等による男女共同参画に関する取組を支援するための拠点施設を設置し、その充実を図る。

2 前項の拠点施設の設置及び管理については、別に条例で定める。

(苦情等及び相談)

第17条 市民等は、推進施策その他の市が実施する施策のうち、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて苦情又は意見(以下「苦情等」という。)があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市民等は、性別による差別的な取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害されたときは、市長に対し、相談の申出をすることができる。

3 前2項の規定による苦情等の申出又は相談の申出があったときは、市長は、速やかに対応し、これを適切に処理するものとする。この場合において、市長は、当該申出を処理するため必要があると認めるときは、岸和田市男女共同参画推進審議会から意見を聴取し、又は関係機関に対し協力を要請するものとする。

#### 第18条 削除

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。  
(岸和田市附属機関条例の一部改正)
- 2 岸和田市附属機関条例(平成15年条例第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第12号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(岸和田市立女性センター条例の一部改正)

- 4 岸和田市立女性センター条例(平成元年条例第24号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成25年3月26日岸和田市条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。(以下略)

# 男女共同参画社会基本法（抜粋）

平成十一年法律第七十八号

（前文）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のい

れか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及

びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都

道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章以下省略

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

平成二十七年法律第六十四号

## 第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

**第二条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

**2** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

**3** 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

**第三条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

**第四条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

（基本方針）

**第五条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

**2** 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

**四** 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

**3** 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

**4** 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

**5** 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

**第六条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

**第七条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

**第八条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

**第九条** 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨

の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

**第十条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

**第十一条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

**第十二条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

**第十三条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

**第十四条** 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

**第十五条** 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

**第十六条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第

一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第十七条** 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

**第十八条** 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

**第十九条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を

定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

**第二十条** 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女

性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第二十一条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生

活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 以下略

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

平成十三年法律第三十一号

（前文）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（定義）

- 第一条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2** この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3** この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、

「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

**第二条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

**第二条の二** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

**2** 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3** 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4** 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- （都道府県基本計画等）

**第二条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

**第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

**第四条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

**第五条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

**第六条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することが

できる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

**第七条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

**第八条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

**第八条の二** 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警

察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

**第八条の三** 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

**第九条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

**第九条の二** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章以下略

